

仙台中田温水プール 指定管理者募集要項

令和8年7月
仙台市文化観光局

仙台中田温水プール指定管理者募集要項

I 指定管理者制度の趣旨

スポーツの普及及び振興を図り，もって市民の交流の促進及び心身の健全な発達に資するために設置している仙台中田温水プールについて，より一層の利用者サービスの向上や効率的な施設運営を図るため，公共スポーツ施設の管理者としての社会的責任を十分果たすことのできる指定管理者を募集します。

【根拠法令】

地方自治法第 244 条の 2（第 1，2 項省略）（昭和 22 年法律第 67 号）

3 普通地方公共団体は，公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは，条例の定めるところにより，法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するものに，当該公の施設の管理を行わせることができる。

仙台市スポーツ施設条例（昭和 59 年仙台市条例第 2 号）

（指定管理者）

第12条 市長は，スポーツ施設の管理運営上必要と認めるときは，地方自治法第244条の 2 第 3 項に規定する指定管理者にスポーツ施設の管理を行わせることができる。

II 公募の概要

1 施設名称及び所在地

（1）名称

仙台中田温水プール

（2）所在地

仙台市太白区中田町字二軒橋 1 4 番地の 3 0

2 指定期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで 5 年間

3 指定管理者の選定方法

指定管理者の選定は，文化観光局区指定管理者選定委員会において，事業計画や施設運営の実績，収支計画及び面接審査等を基に総合評価方式で行います。

4 選定結果の通知

選定結果は，申請書類を提出した応募者に対して速やかに通知します。

5 業務引継ぎ

指定管理者の指定は、仙台市議会において、指定管理者として指定する議案が議決された後となります。

指定後すみやかに現在の指定管理者であるイトマン・アシックス・イオングループ（株式会社イトマンスイミングスクール，アシックススポーツファシリティーズ株式会社，イオンディライト株式会社の共同事業体 指定期間：令和4年4月1日から令和9年3月31日まで）からの業務引継ぎに入っていただきます。

なお，令和9年3月31日以前に業務引継ぎに要した費用は，全て指定管理者として選定された者の負担とします。

6 協定の締結

指定管理者に指定された団体は，市と協議の上，基本協定を締結します。また，基本協定の締結後，各事業年度の初日に事業年度毎の協定を締結します。（協定の概要は別紙2「指定管理業務等仕様書」のとおり）

7 問合せ先

仙台市 文化観光局 文化スポーツ部 スポーツ振興課 施設係（仙台市役所本庁舎4階）

住所 仙台市青葉区国分町3丁目7番1号

担当 南條

電話 022-214-8895

FAX 022-213-3225

メールアドレス sim004210@city.sendai.jp

Ⅲ 施設の設置目的

1 施設の沿革

年間を通して市民が気軽に利用できるスポーツ施設として建設され，市民の健康・体力の増進を図り，併せてスポーツ振興，生涯スポーツの普及を目的に平成8年11月に開館しました。

2 指定管理者に期待すること

中田温水プールは，太白区東部に位置しており，周辺住民のスポーツ活動及び健康増進の拠点として幅広い世代の利用者に親しまれる温水プールです。

指定管理者には，「仙台市スポーツ推進計画 2022-2031」を踏まえながら，利用者の多様なニーズに応えた質の高いサービスの提供はもとより，地域のスポーツ活動が一層充実するよう適切な場と機会の提供や，自主的なスポーツ活動の推進・支援，地域と連携した事業の展開などを図り，利用者の増加につながる運営を期待します。また，災害発生時における対応等を含めた公の施設としての役割を担うことを期待します。

Ⅳ 公募手続きに関する事項

1 選定スケジュール

- | | |
|--------------------|----------------------------|
| (1) 募集要項の公表 | 令和8年7月24日(金) 正午 |
| (2) 募集要項に関する質問書の受付 | 令和8年7月24日(金) 正午～8月7日(金) 正午 |
| (3) 現場説明会 | 令和8年7月30日(木) |
| (4) 申請の受付 | 令和8年8月31日(月)～9月4日(金) |
| (5) 面接の実施 | 令和8年10月中旬～下旬に実施予定 |
| (6) 選定結果の通知 | 令和8年11月中旬に発送予定 |
| (7) 指定管理者の指定手続き | 令和8年12月中旬を予定 |

2 募集要項の公表

募集要項は令和8年7月24日(金) 正午から、仙台市指定管理者募集ホームページにて公表しております。以下のURLからダウンロードしてください。

(<https://www.city.sendai.jp/jigyosha/keyaku/pfi/kanrisha/index.html>)

窓口および郵送での配布は行いません。(ただし、施設図面及びパンフレットについては、下記4「現場説明会」にて配布します。)

3 募集要項に関する質問書の受付

募集要項に関する質問は以下のとおり受け付けます。

受付方法： 現場説明会又は電子メール

【電子メールによる場合】

受付期間： 令和8年7月24日(金) 正午～8月7日(金) 正午

受付方法： 件名を「中田温水プール指定管理募集に関する質問書」とし、仙台市スポーツ施設の指定管理者募集要項に関する質問書(様式6)を添付の上、II 7のメールアドレスに送付してください。また、電子メールの未到達を防ぐため、事前又は事後に送信の連絡をお願いします。

なお、募集要項及び仕様書に関する事項(選定・審査に関する事項を除く。)に関する質問には回答しますが、それ以外の質問及び意見については対応しません。また、電話・来訪など口頭による質問は受け付けません。

記載事項： 申請予定施設名、団体名、電話番号、担当者氏名を記述していること。

回答方法： 仙台市指定管理者募集ホームページ上で行います。

(<https://www.city.sendai.jp/jigyosha/keyaku/pfi/kanrisha/index.html>)

4 現場説明会

申請方法、申請書類、指定管理者の業務等についての説明会を以下のとおり開催します。

応募予定の団体は可能な限りご出席ください。

開催日時： 令和8年7月30日(木) 午後2時00分から午後4時30分
(受付は午後1時45分から)

開催場所： 仙台市中田温水プール(中田温水プールの見学をしてから、中田市民センターへ各自移動し、中田市民センター第1研修室にて募集要項の説明を行

います。)

参加方法： 指定管理者指定申請にかかる説明会参加申込書（様式 7）を提出してください。（団体名、参加者氏名、担当者連絡先等必要事項を必ず記載すること。）
電子メールに添付して、件名を「中田温水プール現場説明会参加申込み」とし、Ⅱ 7 のメールアドレスに送付してください。

令和 8 年 7 月 29 日（水）午後 5 時までにお申し込みください。

参加人数： 1 団体 2 名までとします。（グループでの応募を予定している団体については、構成団体ごとに 2 名までとします。）

5 申請の受付

申請書類を以下のとおり受け付けます。

受付期間：令和 8 年 8 月 31 日（月）～令和 8 年 9 月 4 日（金）

受付時間：午前 10 時～正午 午後 1 時～午後 5 時

受付方法：**直接持参とします。**郵送等による申請は受け付けません。名刺等申請団体又はグループ構成団体の所属員であることが確認できる物を提示願います。

また、事前（土日を除く。）に**電話で予約してください。**

連絡先はⅡ 7 の問合せ先と同じです。

なお、申請に必要な書類が不足している場合は受け付けできません。

受付場所：仙台市文化観光局文化スポーツ部スポーツ振興課施設係
（仙台市役所本庁舎 4 階）

住所：仙台市青葉区国分町 3 丁目 7 - 1

受付要件：**必要な書類が全て揃っている場合に限り、申請書類を受理します。**

6 面接の実施

書類審査を踏まえ、面接審査を実施します。

実施は令和 8 年 10 月中旬～10 月下旬を予定しており、詳細な日時、場所は応募団体に連絡します。

7 選定結果の通知

選定結果については、団体あてに文書で通知します。選定後、応募の概況（経過、応募者名等）、審査内容の概要を公表します。

選定結果の通知は、11 月中旬を予定しています。

8 指定管理者の指定手続き

選定された団体については、地方自治法の規定に基づき、指定管理者として指定する議案を仙台市議会に対して提案し、議決後に指定管理者として指定します。仙台市議会への提案は令和 8 年第 4 回定例会を予定しています。

指定にあたっては、指定団体に対し文書で通知するとともに、仙台市公告式条例（昭和 26 年仙台市条例第 22 号）の定めるところにより告示します。

V 募集要項

1 施設の概要

別紙1「施設概要」のとおり

2 申請に必要な資格等

(1) 団体であること（法人格の有無は問わない）

- ① 応募団体は、団体若しくは複数の団体により構成されたグループ（以下「グループ」という。）とする
- ② グループで応募する場合、グループ結成にかかる協定書又はこれに相当する書類を取り交わすとともに、グループを代表する団体（以下「代表団体」という。）を定めること

(2) 団体は、仙台市内に事業所を置く団体に限る

(3) 団体（法人格のない団体の場合はその代表者）が次の者に該当しないこと

- ① 法律行為を行う能力を有しない者
- ② 破産者で復権を得ない者
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
- ④ 本市又は他自治体から地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けてから3年を経過しない者
- ⑤ 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者
- ⑥ 本市における指定管理者の指定の手続きにおいて、その公正な手続きを妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ⑦ 仙台市税又は消費税及び地方消費税を滞納している者
- ⑧ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある者

(4) グループに関する条件

- ① 上記（2）については、グループ構成団体のいずれかが条件を満たすこと。
- ② 代表団体は業務の遂行に責任をもつこと。

(5) 複数応募の禁止

- ① 単独で応募した団体は、グループの構成団体になれない
- ② グループの構成団体は、2以上のグループの構成団体となることはできない

(6) グループの構成の変更

グループの場合、申請書類提出後、代表団体及びグループ構成団体を変更することは原則として認めない

3 申請書類

申請時に以下のとおり書類を提出してください。なお、提出書類の規格は、出来合いのパンフレット等を除きA4版とし、それぞれ一部ずつ角2サイズの封筒に入れて提出して下さい。

なお、全て押印は不要です。

※下記（１）～（５）の原本１部、コピー１部、（２）と（４）のコピー８部 計 10 部（封筒 10 セット）

（１）申請書等 各２部（原本１部、コピー１部）

① 指定管理者指定申請書（様式１）

グループで申請する場合は、代表団体が申請者となります。

② 履歴事項全部証明書（法人の場合。発行から３ヶ月以内のもの。）

・非法人の場合は、団体の規約、役員名簿、役員履歴書

・グループの場合、全構成団体分を提出してください。

・グループの場合、グループ結成に係る協定書又はこれに相当する書類も提出してください。（任意様式）※１参照

※１ 書式には、グループの名称、所在地、構成団体、代表団体、施設運営管理に関する事項、組織運営等を記載してください。なお、グループの名称には応募する施設名と連合体である旨の表現を組み合わせた名称は避けて設定してください。

〔使用できない名称の例〕中田温水プール指定管理業務共同企業体

（２）事業者に関する書類 各１０部（原本１部、コピー９部）

グループの場合、全構成団体分を提出してください

① 団体の概要書（様式３）

団体の概要（経営方針、事業所等所在地、資本金等、設立年月日、沿革、組織、従業員数、事業の概要、障害者雇用率、環境への配慮の取り組み）

② 定款、約款、規約、寄附行為その他これらに類する書類

③ 団体の事業所名及び所在地一覧（任意様式）

④ 団体の経営状況を明らかにする書類

直近３ヶ年間の財務諸表（貸借対照表、損益計算書（販売費及び一般管理費の明細付）、事業報告書、財産目録）又はこれに類する物

⑤ 団体の就業規則、給与規程その他これに類する書類

（３）申請の資格を有していることを証する書類 各２部（原本１部、コピー１部）

グループの場合、全構成団体分を提出してください

① 欠格事項に該当しない旨の申立書（様式２）

② 市税納付状況確認同意書（様式２－１）又は直近３ヶ年の納税証明書（この要項の公表開始日以降に交付されたもの）

※２参照

③ 消費税及び地方消費税に関する納税証明書（その３・未納税額のない証明用）

※３参照

④ 役員名簿（監査役含む）（様式２－４）

※４参照

※２ 納税義務がない場合「その旨を記載した申立書」（様式２－２）

※３ 本社所在地所管の税務署（税務申告を行っている税務署）が発行する、この要項の公表開始日以降に交付されたものを提出してください。なお、消費税及び地方消費税について納税義務がない場合は、その旨を記載した申立書（様式２－３）を提出してください。

※４ 団体が暴力団又はその構成員の統制下でないことを確認するため、提出された役員

名簿を宮城県警察に提供することがあります。

(4) 事業計画及び提案事項に関する書類 各 10 部 (原本 1 部, コピー 9 部)

事業計画書 (様式 4) により, 下記の事項について提案内容を示してください。

- ・応募理由及び応募にあたってアピールしたい点
- ・指定管理業務の方針に関する事
- ・倫理保持・服務規律遵守への取り組みに関する事
- ・危機管理に関する事
- ・個人情報保護及び情報公開に関する事
- ・利用者の要望への対応と利用者及び近隣住民からのクレーム対応に関する事
- ・障害者の利用に関する事
- ・施設の管理及び設備の維持保全に関する事
- ・プールの安全及び衛生管理に関する事
- ・利用者数等の拡大に関する事
- ・バランスのとれた利用の確保に関する事
- ・自主事業に関する事
- ・新たなサービス向上への取り組みに関する事
- ・地域連携に関する事
- ・業務実施体制と責任者の同種業務の実績
- ・人員配置計画
- ・研修に関する事
- ・収支計画書
- ・指定管理料スライド制度対象経費計画額
- ・施設の運営管理の経験実績

※団体名を伏せたブラインド審査ではありませんので, 事業計画書 (様式 4 [様式 4 の別紙を含む。]) に団体名を標記することは問題ありません。

(5) 障害者や高齢者の雇用等の状況を示す書類 各 2 部 (原本 1 部, コピー 1 部)

グループの場合, 全構成団体分を提出してください

① 障害者雇用率の達成状況を示す書類

- ・「障害者の雇用の促進等に関する法律 (昭和 35 年法律第 123 号)」に定める「障害者雇用状況報告書」(基準日が令和 8 年 6 月 1 日で公共職業安定所に提出したもの)の写し (常用雇用労働者数が 40.0 人以上の団体の場合)
- ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定める障害者雇用納付金に係る申告書及び納付書 (令和 8 年度申告分) の写し (常用雇用労働者数が 100 人を超え法定障害者雇用率に満たない団体の場合)
- ・様式 5 「障害者雇用状況についての申立書」(常用雇用労働者数が 40.0 人未満の団体の場合)

② 高齢者の安定した雇用の確保の状況を示す書類

- ・「高齢者等の雇用の安定等に関する法律 (昭和 46 年法律第 68 号)」に定める「高齢者雇用状況報告書」(基準日が令和 8 年 6 月 1 日で公共職業安定所に提出したもの)の写し
- ・上記に代わるものとして 65 歳までの雇用の確保を確認できる就業規則など (70 歳

までの就業機会の確保措置を講じている場合は、その措置が確認できる就業規則など）。

③ 次世代育成支援の状況を示す書類

- ・「次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）」に基づき都道府県労働局に提出した「一般事業主行動計画」の写し（常用雇用労働者数が 101 人以上の団体の場合）

④ 女性活躍推進の状況を示す書類

- ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）」に基づき都道府県労働局に提出した「一般事業主行動計画」の写し（常用雇用労働者数が 101 人以上の団体の場合）

4 申請に際しての留意事項

- (1) 書類は、必要部数提出してください。
- (2) 様式のデータについては、DVD 又は CD にコピーし、一緒に提出してください。（使用ソフトは、マイクロソフト Word, Excel としてください。）
- (3) 事業計画書（様式 4）の書類はページ番号を入れ、両面印刷を行わないでください。
- (4) 申請書類の製本等（ホチキス留め等）を行わないでください。
- (5) 申請しようとする団体が、この募集要項で定める施設以外の仙台市スポーツ施設の指定申請を同時に行う場合は、当該施設の指定申請書に必要書類を添付し、この募集要項の指定申請には、指定申請に係る申請書類省略報告書（様式 8）を提出することで、書類の提出を省略することができます。
- (6) 本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。
- (7) 申請に要する経費については、申請者の負担とします。
- (8) 申請書類の修正（軽微なものを除く。）は認めません。
- (9) 提出された申請書類は、いかなる理由があっても返却しません。
- (10) 本市が提供する資料は、申請にかかる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、検討の目的の範囲内であっても、本市の了解を得ることなく第三者に対して使用させたり提示したりすることを禁じます。
- (11) 申請の撤回は認めません。
- (12) 申請時に提出された書類の著作権は申請者に帰属しますが、本市が事業の実施において公表する場合、その他本市が必要と認める場合には、提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。また、管理業務を行うに当たって提出された事業計画書や事業報告書等の写しを市政情報センターにおいて原則としてそのまま公開することとします。
- (13) 定款（寄附行為）、団体の名称、事務所の所在地、代表者等役員が変更になった場合など提出書類の記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく届けてください。
- (14) 申請書類は、仙台市情報公開条例（平成 12 年仙台市条例第 80 号）第 2 条第 2 号に定める公文書になることから、同条例に基づく情報公開請求等により公開される場合があります。

5 管理運営の基本的な考え方

- (1) スポーツの普及および振興を図り、もって市民の交流の促進および心身の健全な発達に

資するという設置理念に基づき、管理運営を行ってください。

- (2) 公の施設管理運営の責務を認識して管理運営を行ってください。
- (3) 日頃から地震等の災害に備えた管理運営を行うとともに、利用者に対し、清潔、安全及び快適な環境を提供してください。
- (4) 個人情報の保護を徹底してください。
- (5) 効率的な施設運営を行ってください。
- (6) 指定管理者業務に伴う経費の削減に努めてください。
- (7) 近隣住民及び近隣事業者等との良好な関係を維持しながら管理運営を行ってください。
- (8) 利用者の要望を把握し、全体の利益を考慮し、適切に管理運営業務に反映させてください。
- (9) 地震等災害発生時には、通常の実業業務以外への用途への施設提供や避難住民への対応などについて協力をお願いすることになります。なお、詳細については別紙2-8「その他の留意事項」を参照してください。

6 審査及び選定の基準

(1) 審査方法

「仙台市局区指定管理者選定委員会の設置及び運営に関する要綱」に基づき設置された「文化観光局指定管理者選定委員会（以下、選定委員会という。）」において評価します。

総合評価の判断基準として点数制を採用し、下記①評価点、②要素点及び③実績評価点の合計点数が最も高い団体を指定管理者の候補者として選定します。ただし、評価点の合計点数が満点の60%に満たない場合は、適格者なしとする場合もあります。また、各評価項目の評価で一つでも「0点」がある場合は不適とします。

また、①評価点、②要素点及び③実績評価点の合計点数の最も高い団体が2以上ある場合は、選定委員会で協議し、指定管理者の候補者を選定します。

- ① 評価点は、事業計画の実施に要する費用・効果、事業計画に沿って施設を管理する能力等を総合的に評価します。
- ② 要素点は、加点減点方式とし、以下の要素について評価します。
 - ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく障害者雇用率の達成状況
 - ・「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づく高齢者の安定した雇用確保の状況
 - ・「次世代育成支援対策推進法」に基づく次世代育成支援の状況
 - ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく女性活躍推進の状況
 - ・地元企業の育成の状況
- ③ 実績評価点は、現指定管理者が再度応募した場合に当該団体に対して適用するものであり、現指定管理期間における管理運営状況を加点減点方式で評価します。

(2) 審査の内容

① 申請書類の確認

団体からの提出資料について、事務局で確認します。

2「申請に必要な資格等」にある条件に当てはまることを確認した場合に審査の対象とします。

なお、確認がなされなかった団体には失格等の通知をします。

② 審査方法

提出された書類を基に、選定委員会において評価を行います。

③ 面接審査

選定委員会による面接を実施します。面接実施後、選定委員会において評価を行い、指定管理者を選定します。

④ 選定結果の通知及び公表

選定の結果は、団体に文書で通知します。選定後、申請の概況（経過、申請団体名等）審査内容の概要を公表します。

（３）審査における評価等

審査における評価項目（項目）及び配点は以下のとおりです。

① 評価点（委員一人当たりの配点）

評 価 項 目	配 点
１．公の施設に求められることの認識	50
２．施設の効用の発揮	50
３．人材の確保・育成	15
４．施設運営経費	30
５．安定した運営管理能力	20
合 計	165

② 要素点（各委員の評価点を合計した総得点に、該当する団体に対し加点減点します。）

項 目	配 点
１．障害者雇用率の達成	± 3
２．高齢者の安定した雇用の確保	+ 3
３．次世代育成支援	- 3
４．女性活躍推進	- 3
５．地元企業の育成	+ 3

③ 実績評価点（現指定管理者が再度応募した場合に、当該団体に対して、各委員の評価点を合計した総得点と要素点を加点減点した合計得点に、加点減点します。）

項 目	配 点
１．実績評価	+25～-25

（４）提案内容の評価項目

① 公の施設に求められることの認識 （50 点）

ア 指定管理業務の方針に関すること

イ 倫理保持・服務規律遵守への取り組みに関すること

ウ 危機管理に関すること

エ 個人情報保護及び情報公開に関すること

オ 利用者の要望への対応と利用者及び近隣住民からのクレーム対応に関すること

カ 障害者の利用に関すること

- キ 施設の管理及び設備の維持保全に関すること
- ク プールの安全及び衛生管理に関すること
- ② 施設の効用の発揮 (50 点)
 - ア 利用者数等の拡大に関すること
 - イ バランスのとれた利用の確保に関すること
 - ウ 自主事業に関すること
 - エ 新たなサービス向上への取り組みに関すること
 - オ 地域連携に関すること

- ③ 人材の確保・育成 (15 点)
 - ア 業務実施体制と責任者の同種業務の実績
 - イ 人員配置計画
 - ウ 研修に関すること

- ④ 施設運営経費 (30 点)
 - ア 必要指定管理料の金額に関すること
 - イ 収支計画に関すること

- ⑤ 安定した運営管理の能力 (20 点)
 - ア 施設経営能力

※団体の経営安定性が審査対象となります。ただし、グループでの申請の場合は、構成団体の経営安定性が審査対象となります。

- イ 施設の運営管理の経験実績

※団体としての経験が審査対象となります。ただし、グループでの申請の場合は、構成団体としての経験が審査対象となります。

(5) 要素点の評価項目

- ① 障害者雇用率の達成

- ・障害者の雇用の促進等に関する法律に規定される法定雇用障害者数を充足している場合に加点。
- ・法定雇用障害者数を充足しておらず、かつ、障害者雇用納付金も滞納している場合に減点。

- ② 高年齢者の安定した雇用の確保

- ・高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、70 歳までの高年齢者就業確保措置を行っている場合に加点。
- ・65 歳までの雇用の確保の措置を講じていない場合に減点。

- ③ 次世代育成支援

- ・次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」について、策定を義務付けられている団体が策定していない場合に減点。

- ④ 女性活躍推進

- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」について、策定を義務付けられている団体が策定していない場合に減点。

- ⑤ 地元企業の育成

- ・市内に本店・本社を設置している場合に加点。

(6) 実績評価点の評価項目

現指定管理期間における現指定管理者の管理運営状況に関する評価に応じて、加点又は減点。

7 管理の基準

(1) 開館・開場時間及び休館・休場日

「仙台市スポーツ施設条例施行規則（平成 15 年仙台市規則第 53 号。以下「規則」という。）」に従ってください。「事業計画書」（様式 4）において、開館・開場の延長等を提案することができます。（開館・開場の延長等を実施する場合は、市長の承諾を得る必要があります。）

修繕、改修工事の実施により、施設の利用休止を指示する場合があります。また、休館が長期にわたる場合には、指定管理料の精算が発生する場合があります。

(2) 施設の利用の制限に関する事項

- ① 「仙台市スポーツ施設条例（昭和 59 年仙台市条例第 2 号。以下「条例」という。）」第 3 条第 2 項各号に定める場合には、使用の許可をしないことができます。
- ② 条例第 9 条各号に該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができます。
- ③ 公の施設における暴力団の利益活動を排除する措置の事務については、「仙台市暴力団排除条例（平成 25 年仙台市条例第 29 号）」など関係法令等によること。

(3) 施設の使用の許可について

条例及び規則に従って行ってください。

(4) 個人情報保護について

- ① 指定管理者は、個人情報の適正管理に関し「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」第 66 条第 2 項において準用する同条第 1 項及び第 67 条の規定並びに別記 1 の「個人情報等取扱特記事項」を遵守してください。
- ② 仙台市及び指定管理者は、「指定管理者が行う公の施設の管理に関する個人情報の開示等に関する要綱」に規定する個人情報の開示、訂正、又は利用停止等の実施について、互いに協力するものとします。
- ③ 指定管理者は、「指定管理者が行う公の施設の管理に関する個人情報の開示等に関する要綱」に基づき、個人情報の開示申出があった場合には、特別な理由がある場合を除き、当該個人情報を速やかに仙台市に提出してください。

(5) 管理上知り得た秘密の保持について

指定管理者は、管理上知り得た個人情報以外の秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはなりません。

(6) 情報セキュリティ対策について

- ① 指定管理者は、業務情報を適切に取扱うため必要なセキュリティ対策を講じてください。
- ② 仙台市が所管する情報システムを利用する場合は、仙台市行政情報セキュリティポリシー並びに使用するシステムに関する各実施手順書及び関連規程を遵守してください。

(7) 情報公開について

- ① 指定管理者は、情報公開を総合的に推進するため、公の施設の管理に関する情報を市

民が容易かつ的確に得られるよう情報提供及び文書の開示の充実に努めてください。

② 仙台市及び指定管理者は、「指定管理者が行う公の施設の管理に関する情報の公開に関する要綱」に規定する文書の開示の実施について、互いに協力するものとします。

③ 指定管理者は、「指定管理者が行う公の施設の管理に関する情報の公開に関する要綱」に基づき、指定管理者の保有する公の施設の管理に係る文書について開示申出があったときは、特別な理由がある場合を除き、当該文書等を速やかに仙台市に提出してください。

(8) 行政手続条例の適用について

指定管理者は、「仙台市行政手続条例（平成7年仙台市条例第1号）」第2条第2号の「行政庁」に含まれることから、同条例の適用を受け、使用の許可等は同条例の定めに従って行うこととなります。

(9) 文書等の管理について

指定管理業務等を円滑に実施するため、指定管理業務を開始する一定前の時期までに、文書等の管理に関する規程を作成、管理帳簿書類を作成し、適切に保存してください。文書等の管理に関する規程は、指定管理業務期間の前後の時期も対象とするものとしてください。

(10) 環境への配慮

仙台市が運用する環境マネジメントシステムに基づき、環境汚染の防止、省エネルギー、省資源、廃棄物減量及びリサイクル等の環境への負荷の低減に努めてください。また、電力使用量、水道使用量、廃棄物排出量等、施設管理に係る環境負荷の量について仙台市の求めに応じて報告してください。

(11) 第三者への業務の委託の制限について

次の業務は他者に行わせることができません。

- ① **別紙2「指定管理業務等仕様書」のうちⅠ「指定管理業務等の範囲」1「施設の運営に関する業務」**
- ② 下記8（3）「指定管理業務に付随する業務」のうち④「その他の業務」以外の業務
- ③ その他市長が必要と認める業務

(12) モニタリング及び評価に関する事項について

- ① 指定管理者は、利用者アンケート及びセルフモニタリングを実施し、その結果を毎年度報告してください。
- ② 市長は、指定管理業務等の実施状況についてモニタリング及び評価を行います。その実施に協力してください。
- ③ 今回の選定を経て指定された指定管理者が、当該施設の次回の選定に応募した場合には、上記②の評価をもとに、実績評価点の評価を行います。

(13) 労働関係法令の遵守について

指定管理者は、業務に従事する者の労働に関する権利を保障するため、次に掲げる法律のほか労働関係法令を遵守してください。

労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働組合法、男女雇用機会均等法、労働者災害補償保険法、雇用保険法、健康保険法、厚生年金保険法、労働契約法、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律

(14) 障害を理由とする差別の解消の推進について

指定管理者は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する仙台市職員対応要領」に準じて、合理的配慮の提供を行ってください。

(15) その他の管理の基準

別紙2「指定管理業務等仕様書」のとおり

8 指定管理者が行う業務（以下「指定管理業務等」という。）の範囲

指定管理業務等の詳細は別紙2「指定管理業務等仕様書」のとおり

(1) 指定管理業務

- ① 施設の運営に関する業務
- ② 施設及び附属設備等の維持保全に関する業務

(2) 仙台市スポーツ施設条例施行規則第2条に規定する事業（以下「自主事業」という。）

(3) 指定管理業務に付随する業務

- ① 仙台市市民利用施設予約システム利用者登録業務
- ② 屋外スポーツ施設等の抽選申込受付け関連業務
- ③ 屋外スポーツ施設等の使用許可事務手続き業務
- ④ その他の業務

施設内を対象として仙台市長から行政財産目的外使用許可を受けた者が負担すべき光熱水費用の立替えに関する業務等

(4) 委託業務（指定管理業務とは異なる「指定管理者」たる団体に別途委託するもの）

施設使用料の徴収事務、収納事務及び還付事務

(5) 指定管理者交代に伴う業務

- ① 下記9に定める指定管理業務期間に関わらず、仙台市議会において、指定管理者の指定が議決された後の指定通知後、直ちに現在の指定管理者から引継ぎを受け、業務開始準備作業を行ってください。なお、準備業務に要する費用については、選定された団体が負担するものとします。
- ② 次の指定管理者に対し、引継ぎを行ってください。

(6) 事業報告書等の提出

- ① 地方自治法第244条の2第7項の規定に基づき、事業年度が終了するごとに、施設管理運営業務等に関して、事業報告書を市長あて提出してください。
- ② 次の事業年度の指定管理業務等について、事業計画書を市長あて提出してください。

(7) スポーツ行政等に対する協力業務

- ① 使用調整事務に対する協力業務
- ② スポーツ施設運営全体調整事務に対する協力業務
- ③ 相談事務に対する協力業務
- ④ 広報業務に対する協力業務
- ⑤ マイタウンスポーツ活動推進事業に対する協力業務
- ⑥ その他施策の企画・立案に対する協力業務

(8) その他市長が必要と認める業務

9 指定管理業務期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）

10 指定管理業務等に関する経費等の取扱い

（1）指定管理業務等（自主事業、指定管理業務派生業務を除く。）に要する標準的経費の金額
460,550,000円（税込）【5年間】

（2）指定管理料の額

仙台市は指定管理者に対し指定管理料を支払います。指定管理料の額は、市長が指定管理者として指定した団体が提案した「事業計画書」中、「収支計画書」に「必要指定管理料」として記載した合計金額及び上記（1）に定める金額のうち低額な方を上限額として、市長と指定管理者との間で協議し、基本協定により定めた金額とします。また、年度協定により事業年度ごとの指定管理料を決定します。

なお、収支計画の作成に当たっては、指定管理期間を通じて消費税を10%として積算してください。

また、（1）の金額は、今後のさまざまな変動要素を含んだ額となっています（指定管理料スライド制度の対象経費を除く）。事業年度毎の収支計画の積算に当たっては、燃料費及び光熱水費等を始め、国内外の経済動向を踏まえ十分に検討してください。

（3）指定管理料スライド制度

指定管理業務に要する経費のうち、2年目以降の人件費及び物件費の一部に係る指定期間中の賃金水準・物価の変動については、別記2「指定管理料スライド制度に係る特記事項」の考え方により対応するものとします。そのため、2年目以降の当該対象経費については賃金水準・物価の変動を見込まずに積算してください。また、積算した内容については様式4別紙「スライド制度対象経費計画額一覧」に記載し提出してください。

（4）指定管理者が行う修繕

過去4年間における、指定管理者による修繕の詳細は、参考資料4のとおりです。

指定管理者が行う修繕の範囲は、別紙2-4-1に掲げるものは1件100万円未満、別紙2-4-1に掲げるもの以外は1件10万円未満としています。上記（1）の標準経費には、そのほかに10万円を超える修繕や設備点検項目にかかる修繕であっても、仙台市と協議の上で指定管理者が実施する「施設の長期的な維持のための予防保全という観点から計画的に実施できる修繕」及び「施設の現行機能維持のために必要な緊急的な修繕」のための費用が含まれています。

収支計画の作成に当たっては、これまでの修繕実績より想定される修繕費用200万円と、上述の仙台市と協議の上で実施する修繕費用100万円を年間の修繕費の最低金額として提案してください。

（5）事業年度毎の指定管理料の支払い方法

事業年度毎の指定管理料は、指定管理者の支払い請求に基づき、分割して支払います。

（6）事業年度毎の指定管理料の支払い時期

指定管理者が行う支払い請求の時期及び金額は、次のとおりとします。

- ① 4月 事業年度毎の指定管理料の25%相当額（千円未満切捨て）
- ② 7月 事業年度毎の指定管理料の25%相当額（千円未満切捨て）

- ③ 10月 事業年度毎の指定管理料の25%相当額（千円未満切捨て）
 ④ 1月 事業年度毎の指定管理料から、①から③までの合計額を控除して得た額

（７）施設の料金について

- ① 地方自治法第244条の2第8項に定める利用料金制を採用します。
 ② 利用料金の額は、条例及び規則に定める基準額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定めます。
 ③ 指定管理者が収受した利用料金は、指定管理者の収入となります。
 ④ 市長が定める基準に該当する場合は、利用料金を減免してください。
 ⑤ 現指定管理者が令和9年度の使用について許可した際に現指定管理者が収受した使用料は、使用料収入として仙台市に帰属します。令和9年度から令和13年度までの指定管理者が令和14年度の使用について許可した場合に収受した利用料金は、令和14年度からの指定管理者の収入となります。

なお、令和3年度から令和7年度までの使用料収入の実績は次のとおりです。（単位：円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
中田温水プール	17,845,720	22,777,320	13,376,420	2,023,770	27,590,490

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和3年度は約1ヶ月間施設を臨時休館した。

※中田温水プールは改修工事のため、令和5年度に約6ヶ月間、令和6年度に11ヶ月間、利用休止とした。

（８）自主事業等について

- ① 指定管理者は、あらかじめ市長と協議を行い、自主事業から収入を得ることができます。
 ② 指定管理者は、あらかじめ市長の承諾を得て、指定管理業務等に派生し施設利用者の利便に供する業務（自主事業を除く。）を行い、収入を得ることができます。

※自主事業及び派生業務の実施については、市長との協議または市長の承認を経て実施できるものであり、指定管理者の候補者として選定された場合であっても、選定をもって応募に際して作成した事業計画を担保するものではありません。

1.1 事業の継続が困難となった場合の措置及びリスクへの対応等

（１）基本的なリスクの分担は次のとおりとします。

種 類	内 容	負担者	
		仙台市	指定管理者
賃金水準・物価変動	賃金水準・物価の変動に伴う経費の増加又は収入の減少（指定管理料スライド制度に係るもの）	○	
	上記以外の賃金水準・物価等の変動に伴う経費の増加又は収入の減少		○
法令等の変更	指定管理者制度や施設の管理に影響を及ぼす法令等の変更	協議事項	

	上記以外の法令等の変更		○
税制変更	消費税（地方消費税含む）に係る税制の変更	○	
	指定管理者の利益に課される税に係る税制の変更		○
	上記以外で管理運営に影響を及ぼす税制の変更	協議事項	
	上記以外の税制の変更		○
資金調達	資金調達ができなくなったことによる管理業務の中断等		○
需要変動	需要変動による収入の減少		○
業務内容の変更	行政上の理由による業務内容の変更に伴う経費の増加	協議事項	
	指定管理者の提案に基づく指定期間中途の業務内容の変更に伴う経費の増加		○
不可抗力	不可抗力に伴う事業の中断	協議事項	
施設の損壊等による修繕，事業の中断	指定管理者の管理瑕疵に基づく施設・設備の損傷に伴う修繕費用等の増加及びそれに伴う事業の中断等		○
	指定管理者の管理瑕疵によらない施設・設備の損傷に伴う修繕費用等で1件10万円以上のもの（別紙2-4-1に掲げるものを除く）	○	
	指定管理者の管理瑕疵によらない施設・設備の損傷に伴う修繕費用等で1件100万円以上のもの（別紙2-4-1に掲げるものに限る）	○	
	指定管理者の管理瑕疵によらない施設・設備の損傷に伴う修繕費用等で1件10万円未満のもの		○
	指定管理者の管理瑕疵によらない施設・設備の損傷に伴う修繕費用等で1件100万円未満のもの（別紙2-4-1に掲げるものに限る）		○
	指定管理者の管理瑕疵によらない施設・設備の損傷に伴う修繕等に伴う事業の中断等	協議事項	
許認可等	仙台市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによる事業の中止・延期	○	
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによる事業の中止・延期		○
第三者への賠償	指定管理者の故意又は過失により損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
引継費用	管理の引継ぎに必要な費用		○
その他管理経費の増大	本市以外の要因による管理経費の増大		○

（2）管理業務を行うに当たって加入することが必要な保険について

施設、機器の不備又は管理上の瑕疵に起因する事故に対応するため、指定管理者はリスクに応じた保険等に参加してください。なお、当該保険は、施設所有者（仙台市）、近隣住民等及び施設利用者に対する賠償リスク並びに個人情報漏洩リスクに対応したものとしてください。

1.2 業務の委託等

指定管理者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、施設の管理に関する業務において主要部分ではない業務を個々に委託する場合、事前に本市に書面で申請し、書面による承諾を得たときはこの限りではありません。

1 3 その他

(1) 申請の撤回、申請書類の修正について

申請の撤回および申請書類の修正はできません（軽微な修正を除く。）

(2) 租税公課等について

① 指定管理者は、原則として法人税、法人市・県民税、法人事業税及び事業所税等の課税の対象となります。このうち法人市民税は、指定管理施設を含む事務所等が所在する区ごとに課税されます。また、事業者が施設内に設置した設備等の事業用資産（償却資産）は、固定資産税の課税対象となる場合があります。資産の所在する区ごとに償却資産の申告が必要となります。必要な手続き等については、管轄の税務署、宮城県税務課、市役所市民税企画課法人課税係並びに資産課税課償却資産係等の関係機関にお問い合わせください。

② 指定管理業務の対象施設（仙台市が公共の用に供する固定資産に限る。）の固定資産税は非課税です。

(3) 留意事項

① 選定審査対象からの除外（失格事項）

次の要件に該当した場合は、該当する申請については、失格とし、審査の対象から除外します。また、グループ申請する場合においては、構成団体が次の要件に該当した場合についても、グループによる申請を失格とします。

ア 選定団体が決定するまでの時期に選定審査に関する照会又は要求等を申し入れた場合

イ 本件募集に関して、選定委員又は関係する本市職員に対し、接触を求めた場合

ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合

エ この要項に違反又は著しく逸脱した場合

オ 提出期間内に提出書類等が提出されなかった場合

カ その他不正行為があった場合

② 指定の取消しについて

市長が管理業務等を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことができます。この場合、指定管理者の損害に対して市は賠償しません。また、取消しに伴う仙台市の損害について、指定管理者に損害賠償を請求することがあります。

③ その他の留意事項

その他の留意事項は別紙２「指定管理業務等仕様書」のとおり

(4) その他

市議会の議決を経るまでの間に指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、指定管理者に指定しないことがあります。

なお、市議会の議決が得られなかった場合及び否決された場合においても、施設に係る業務及び管理の準備のために支出した費用については、一切補償しません。

また、指定管理者が行う施設の管理の適正を期すために本市が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定管理者の指定を取消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。この場合、指定管理者の損害に対して市は賠償しません。

また、取消し又は停止に伴う仙台市の損害について、指定管理者に損害賠償を請求す

ることがあります。

1 4 添付資料

(1) 申請様式等 様式1～8

(2) 参考資料

- ① 「スポーツ施設利用者数」
- ② 「プール利用者数」
- ③ 「光熱水費実績」
- ④ 「修繕費実績」
- ⑤ 「委託業務（設備点検等）実績」
- ⑥ 「指定管理業務等の収支」
- ⑦ 「苦情・要望一覧表」

- 1 設置時期 平成 8 年 11 月 27 日
 2 敷地面積 4,118.62 m² (内訳)
 3 構 造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 2階建
 4 建築面積 1,890.91 m²
 5 延床面積 2,235.21 m²
 6 主 施 設
 1) 1 階 1,830.11 m²

■主な諸室

- | | | | |
|---|---|----------|--------------------------|
| ・ 事務室 | : 約 39.00 m ² (受付 含) | ・ 清掃員控室 | : 約 6.00 m ² |
| ・ 監視室 | : 約 31.00 m ² (医務室 含) | ・ 監視員休憩室 | : 約 10.70 m ² |
| ・ プール室 | : 約 895.00 m ² (25mプール, 幼児プール, 小プール) | | |
| ア) 一般プール(25Mプール) (FRP製プール) | | | |
| ・ 水面面積 : 約 330 m ² (25.0m×13.01m+入水階段部 約4.20m ²) | | | |
| ・ コース数 : 6 コース | | | |
| ・ 水 深 : 1.05 m ~ 1.25 m | | | |
| イ) 幼児プール (FRP製プール) | | | |
| ・ 水面面積 : 36.00 m ² (約 9.0m×4.0m) | | | |
| ・ すべり台 : 無 | | | |
| ・ 水 深 : 0.55 m | | | |
| ウ) 小プール (FRP製プール) | | | |
| ・ 水面面積 : 約 9.50 m ² (約 2.58m×3.68m) | | | |
| ・ 水 深 : 0.60 m | | | |

■その他諸室 等

- | | | |
|--------------------|---------------|------------------|
| ・ 風除室, 下足コーナー | ・ 車椅子更衣室1, 2 | ・ 女子シャワー室 |
| ・ 玄関ホール | ・ 車椅子トイレ | ・ 手洗コーナー(女子更衣室内) |
| ・ 階段・廊下1, 2, 3 | ・ 車椅子シャワー | ・ おむつ交換室(女子更衣室内) |
| ・ 湯沸室 | ・ 男子更衣室 | ・ 洗体シャワー |
| ・ 更衣室1, 2 | ・ 女子更衣室 | ・ 採暖室1(男・女) |
| ・ 男子トイレ | ・ 男子トイレ(更衣室内) | ・ 採暖室2(男・女) |
| ・ 女子トイレ | ・ 女子トイレ(更衣室内) | ・ 器具庫 |
| ・ 倉庫(階段下, 旧 EV機械室) | ・ 男子シャワー室 | ・ 機械室(地下ピット 含) |

- 2) 2 階 405.10 m²

■主な諸室

- | | |
|-----------|---|
| ・ トレーニング室 | : 約 223.76 m ² (14.02m×15.96m) |
|-----------|---|

■その他諸室 等

- | | | |
|------------|---------|-------------|
| ・ ギャラリーホール | ・ 男子トイレ | ・ 器具庫 |
| ・ 階段 | ・ 女子トイレ | ・ 倉庫(器具庫北側) |
| ・ 車椅子トイレ | ・ 空調機械室 | ・ |

- 3) その他・付属棟 等

■エレベーター : 1基

- | | | | |
|-------|--------|--------|---------|
| ・ 停止階 | : 1~2階 | ・ 定 員 | : 11人 |
| ・ 用 途 | : 乗 用 | ・ 積載荷重 | : 750kg |

7 駐 車 場

- | | |
|---------------------------|--|
| 1) 第1 駐車場(建物前・南側)
(無料) | ・ 屋外, アスファルト舗装
・ 駐車可能台数 : 41 台 (障害者用 : 2 台 含) |
| 2) 第2 駐車場(敷地 南西側)
(無料) | ・ 屋外, アスファルト舗装
・ 駐車可能台数 : 10 台 |

8 駐 輪 場 約 48.00 m² (玄関アプローチ前)

- | |
|---------------------------------|
| 1) 屋外, 屋根あり, タイル張り・無料 |
| 2) 駐輪可能台数 : 約 17 台 (自転車のみの場合) |

9 そ の 他

- | |
|--------------|
| 1) 植 栽 : 1 式 |
|--------------|

別紙２「指定管理業務等仕様書」（中田温水プール）

I 指定管理業務等の範囲

1 施設の運営に関する業務

（１）予約関連業務（随時業務）

① 専用使用許可関連業務

ア 自施設分の許可関連事務

※ 仙台市市民利用施設予約システムによる台帳管理と紙台帳管理の二重管理を行うこと

- a 施設使用許可申請事前相談業務
- b 施設使用許可業務（許可・不許可）
- c 施設使用許可取消し

イ 自施設以外の屋外スポーツ施設等分の許可事務手続（特定種目の使用にかかる事務手続はできない。）

※ 屋外スポーツ施設等：

仙台市スポーツ施設運営要領別表１中欄に掲げる施設及び仙台市都市公園条例別表第７中欄に掲げる野球場、庭球場及び運動広場

※ 特定種目：

仙台市市民利用施設予約システムにおいてインターネット等からの申込ができない種目

ウ 区分使用に関する特記事項（区分使用対象施設に限る。）

- a 大きな音量が発生する使用等，通常の支障防止措置では他面使用者への支障防止措置を十分に講じることができない使用内容の施設使用許可は行わないこと（十分な支障防止措置を講じることができる場合はこの限りではない。）
- b 同時時間帯を対象とした他面の施設使用許可等を事前に行っている場合は，当該使用内容に伴い発生する当該面以外の面に及ぼす影響要因について，許可申請の際に説明を行うこと

② 個人使用許可（個人使用の対象となる個別施設に限る。）

- ア 施設使用許可申請事前相談業務（専用使用日・時間帯の周知含む。）
- イ 施設使用許可業務（許可・不許可）
- ウ 施設使用許可取消し

③ 優先予約承認関連事務

- ア 優先仮予約承認相談業務
- イ 優先仮予約承認事務
- ウ 優先仮予約承認分の使用申込受け付け事務

- a 使用申込期限の日における申込状況確認
 - b 使用申込期限非遵守分の申込督促
 - c 事前協議
 - 利用規定及び開門・閉門時刻の説明
 - 有料附帯設備使用，物品使用，来館・来場車両台数把握
- エ 優先仮予約承認取消し事務
- オ 使用調整協力事務
- ④ 休止関係事務
 - ア 施設及び設備に事故があり使用できない場合は，使用可能となるまでの期間，個別施設は期間を定めて休止とする。
 - イ 休止期間中を使用対象日とする対象施設の使用承認，仮予約承認及び抽選結果当選の認定を受けている利用者を把握
 - ウ 当該利用者に対する連絡（休止の旨，使用料関係手続き，代替使用調整）
 - エ 休止期間中が抽選申込業務期間に該当する場合は，市長が別に指定する者と速やかに協議する。
- ⑤ 販売行為等の承認
- ⑥ 入館の制限その他施設の秩序維持に関する事務

当該業務については，「利用の手引き」を作成し，利用者に周知すること。また，公の施設における暴力団の利益活動を排除する措置の事務手続きについては，「仙台市暴力団排除条例（平成25年仙台市条例第29号）」に基づく「仙台市暴力団排除条例に関する事務処理要領」によること。
- ⑦ 施設の使用にあたって，特別の設備を設け，または特殊な物件を搬入しようとするときの当該行為の承認又は不承認
- ⑧ 使用許可等の条件の変更，施設使用の停止命令又は使用許可等の取消
- (2) 施設使用の際の受付等業務
 - ① 供用開始前準備業務（日次業務）
 - ア 施設内の事前点検
 - イ 当日使用分の申込み内容の確認
 - ② 使用受付業務（随時業務）

詳細は別紙2-1「使用受け業務詳細」のとおり
 - ③ 供用中安全管理・監視業務（日次業務）

詳細は別紙2-2「供用中安全管理・監視業務詳細」のとおり
 - ④ 使用終了受け付け（随時業務）
 - ア 使用終了時刻遵守確認
 - イ 原状回復確認・使用報告書受領（専用使用の場合に限る。）
 - ウ 設営物等撤去の立会い

エ 貸出し物品の返却確認

⑤ 供用終了後確認等業務（日次業務）

ア 当日使用実績状況の記録作成

イ 施設内の事後点検

ウ 拾得物管理

⑥ 使用者の責めによらない事由により使用できなかった場合のその旨の記録作成

⑦ 見学者への応対（随時業務）

（３）年間計画策定（年次業務）

① 保守点検日設定

② 自主事業日程設定

（４）総務的業務

① 各種調査・統計

② 予算及び決算業務

③ 広報業務

詳細は別紙２－３「広報業務詳細」のとおり

④ スポーツ施設等全体の運営調整

⑤ 利用者・近隣住民からのクレーム処理

⑥ 職員に対する研修

⑦ 指定管理業務等に伴い受領，作成した書類等（図面，電子データを含む。）の管理

⑧ 指定管理業務等に関する規程の作成・見直し

⑨ 施設及び設備等の機能向上・改善を要する事項の把握・研究

⑩ 指定管理業務等の実施内容に関する記録の作成

⑪ 施設運営改善・施設利用料金増収に関する調査・研究

２ 施設及び設備等の維持保全に関する業務

（１）業務内容

特記すべき業務の詳細は別紙２－４「施設及び設備等の維持保全に関する業務」のとおり

① 施設及び設備等の機能点検及び検査並びに必要な応じた機能回復に関する業務（次のア及びイの業務は除く。）

ア 別紙２－４「施設及び設備等の維持保全に関する業務」に掲げる業務以外の業務のうち，１件あたり10万円以上100万円未満の経費を要する修繕業務の場合における委託又は請負等により業務を行う者の選定並びに委託又は請負等にかかる契約金額の決定及び指定管理料等からの負担に関する業務

イ 1件あたり100万円以上の経費を要する修繕・改修業務の場合における業務を他者に委託又は請負等により行わせる契約締結，履行確認及び契約金額の支出（契約金額の負担を含む。）に関する業務

※ 施設及び設備等

施設（敷地内の植栽及び工作物を含む。）敷地，設備，備品及びその他の物品

② 施設及び設備等の運転又は日常管理

③ 上記①及び②の業務の実施記録作成及び保管

④ 建築・設備・機器・備品等が不具合発生時の一次対応及び緊急修繕・補修業務

⑤ 緊急事態（風水災害，震災等）発生時の一次・二次対応，被害報告等業務

（2）留意事項

① 業務を行うにあたり必要な資格等がある場合は，資格がある者が業務を行うこと。

② 消防法第8条第1項に規定する防火管理上必要な業務を行うこと。

③ 電気事業法第39条に規定する電気設備の技術基準への適合維持に関する業務を行うこと。

④ 施設の臨時休館を伴う業務は，施設の休館による利用者への影響が少ない時期に行うこと。

3 地域スポーツ活動の推進に関する業務

学区民体育振興会等の地域スポーツ団体の活動の活性化に向けた啓発活動や支援等

4 指定管理業務に付随する業務

（1）仙台市市民利用施設予約システム利用者登録業務（随時業務）

① 新規登録受付

② 変更登録受付

③ 報告事務（月次業務）

登録受付け分の報告

④ その他

仙台市預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書の交付

（2）屋外スポーツ施設の抽選申込受付関連業務

① 抽選申込受付け・代行入力（随時業務）

5 施設使用料の徴収事務、収納事務及び還付事務に係る委託業務

(1) 施設使用料徴収事（日次業務）

- ① 歳入を調定する事務
- ② 納入を通知する事務
- ③ 収入を受け入れる事務（収納事務）
- ④ その他、これらに付随する事務
- ⑤ 払込事務（収納金を指定金融機関等に払い込む事務）

(2) 施設使用料の還付事務（随時業務）

- ① 現年度分の使用料の還付（随時業務）
- ② 過年度分の使用料の還付（随時業務）
- ③ 使用料の還付に要する資金の請求（月次業務）
- ④ 使用料の還付に要する資金の管理（日常業務）
- ⑤ 使用料の還付に要する資金の返還に関する事務（年次業務）
- ⑥ 使用料の還付に要する資金の果実返還に関する事務（随時業務）

(3) 諸帳簿の整理、保管の事務（日常業務）

(4) 報告事務（月次業務）

- ① 調定事務
- ② 収納事務
- ③ 還付事務

(5) 適格請求書（以下「インボイス」という）交付事務(随時業務)

- ① インボイスの作成
- ② 返還のインボイス作成及び交付(使用料が口座振替で納入された場合を除く)
- ③ 修正のインボイスの作成及び交付
- ④ ①から③の写しの交付
- ⑤ その他、これらに付随する事務

(6) 留意事項

(1) および(2)に示された業務を受託するには、指定管理者が地方自治法第243条の2第1項の規定に基づく指定公金事務取扱者の指定を受ける必要がある。

6 その他

市民利用施設予約システムの端末の他、事務室内にパソコンを用意し、電子メールを使用できるようにすること。

Ⅱ 管理の基準詳細

1 施設の公共性確保について

利用者のニーズ及び現在の一般利用者の利用状況を踏まえて、適切に自主事業を実施すること。

2 配置する職員について

配置する職員は、別に定める要件の他、次の要件を満たすよう適切に配置すること。

(1) 施設長について

施設の責任者として、施設長を1名配置すること

(2) 配置する職員に求める要件

① 次のすべての要件を満たす職員を常時配置すること

ア 施設で使用可能なスポーツ種目に関し必要な知識を有している者

イ 使用料等公金の徴収事務を遂行するために必要な知識を有している者

ウ 施設使用許可等行政処分に関する事務を遂行するために必要な知識を有している者

エ 仙台市スポーツ推進計画等スポーツ施設運営上把握すべき行政施策を熟知している者

オ 仙台市内におけるスポーツ活動の状況及びアマチュアスポーツ組織等スポーツをとりまく状況を熟知している者

② 配置する職員の半数以上の者を、類似のスポーツ施設の運営に携わった経験を2年以上有する者とする

(3) 配置する職員が行う業務時間の要件

① 供用日

ア 日次業務開始時刻 午前8時30分以前の時刻

イ 日次業務終了時刻 最も遅く供用終了する個別施設の供用終了時刻の後30分後以降の時刻

② 休館・休場日のうち保守点検を行う日

ア 日次業務開始時刻 午前8時30分以前の時刻

イ 日次業務終了時刻 午後5時以降の時刻

(4) 配置する人数に関する要件

別紙2-5 「配置する人数に関する要件詳細」のとおり

(5) 職員の資質向上について

職員の資質向上を図るため、定期的に研修を実施するものとする。また、採用又は配置替えにより新たな職員を配置する場合は、当該職員に対する研修を実施するものとする。なお、定期的な研修内容には、倫理保持・服務規律遵守に向けた取り組みに関することを含むこととする。

(6) 業務を実施する際に必要な資格等について

- ① 個別の業務に関して、法令等により資格が定められている場合のほか、温水プールの監視業務に従事させる職員には、次のいずれかの資格を有していることを要件とする。

- ア 日本体育施設協会が認定する水泳指導管理士
- イ 日本水泳連盟他が認定する公認水泳教師
- ウ 日本赤十字社が認定する水上安全法救助員又は救急法救急員
- エ 特定非営利法人日本プール安全管理振興協会が認定するプール安全統括管理者、プール安全主任責任管理者又はプール安全管理者
- オ その他上記資格と同等と仙台市が認める資格

- ② トレーニング室の安全管理・監視業務に従事させる職員には、次のいずれかの資格を有していることを要件とする。

- ア 健康・体力づくり事業財団が認定する健康運動指導士
- イ 健康・体力づくり事業財団が認定する健康運動実践指導者
- ウ 日本スポーツ協会が認定するスポーツプログラマー
- エ 日本スポーツ協会が認定するアスレティックトレーナー
- オ 日本スポーツ協会が認定するフィットネストレーナー
- カ 日本スポーツ施設協会が認定するトレーニング指導士
- キ 日本トレーニング指導者協会が認定するトレーニング指導者
- ク その他上記資格と同等と仙台市が認める資格

(7) その他

新たに人員を雇用する際は、市内在住者の雇用に配慮すること

3 遵守すべき法令等

- 地方自治法
- 地方自治法施行令
- 仙台市スポーツ施設条例
- 仙台市スポーツ施設条例施行規則
- 仙台市スポーツ施設運営要領
- 個人情報の保護に関する法律
- 仙台市情報公開条例
- 仙台市行政手続条例
- 仙台市暴力団排除条例
- 仙台市暴力団排除条例に関する事務処理要領
- 仙台市市民利用施設予約システムの運用及び利用者登録等に関する規則
- 仙台市市民利用施設予約システムの利用者登録等に関する要綱
- 仙台市会計規則

- 指定管理者が行う公の施設の管理に関する情報の公開に関する要綱
- 指定管理者が行う公の施設の管理に関する個人情報の開示等に関する要綱
- 仙台市都市公園条例
- 仙台市都市公園条例施行規則
- 仙台市都市公園内野球場・庭球場・運動広場運営要領
- 有料公園施設の利用許可に係る使用料の減免に関する事務取扱要綱
- 仙台市スポーツ施設使用料減免要領
- 仙台市杜の都せんだい元気はつらつチャレンジカード事業実施要綱
- 仙台スポーツワイライト・パス事業実施要綱
- 仙台市スポーツ施設温水プール管理運営要領
- 仙台市スポーツ施設温水プール管理運用基準
- 仙台市遊泳用プール指導要綱
- 市有建築物等点検指針
- 消防法
- 仙台市スポーツ施設トレーニング室管理運営要領
- 上記の他に指定管理業務を行うにあたり遵守すべき法令等

※仙台市の条例及び規則は以下のURLより検索して参照してください。

(<https://www.city.sendai.jp/bunsho/shise/reki/reki/index.html>)

※仙台市の要領及び要綱は添付資料を参照してください。

- 4 指定管理者は、募集要項に定める「より一層の利用者サービスの向上」を実現するために、仙台市が貸与する備品のほか、必要な物品については指定管理者の負担で調達してください。

なお、現指定管理者がその負担において調達している物品は、別紙２－６「指定管理者が調達している物品等詳細」のとおりです。

Ⅲ 協定概要

1 基本協定

- 協定期間
- 権利義務の譲渡の禁止
- 管理業務の範囲
- 市民利用施設予約システム
- 事業計画書等の提出
- 委託の禁止
- 個人情報の取扱い
- 秘密保持の義務
- 情報セキュリティ対策

- 情報公開の推進
- 指定管理料の額及び支払いに関する事項
- 報奨金に関する事項
- 会計独立に関する事項
- 修繕、備品等の費用負担
- 事業報告書等の提出
- モニタリング及び評価について
- 指定の取消し及び業務停止に関する事項
- 損害賠償に関する事項
- リスク分担に関する事項
- 障害を理由とする差別解消の推進
- 倫理保持・服務規律遵守に向けた取組みの実施
- 原状回復に関する事項
- 引継ぎに関する事項
- 自主事業
- 派生業務
- 委託業務
- その他必要と認める事項

2 年度協定

- 事業年度における管理業務等
- 事業年度毎の指定管理料の額及び支払方法
- 研修等の実施
- その他必要と認める事項

Ⅳ その他の留意事項

1 指定管理業務期間の前に指定管理者が行うべき事項

(1) 協定の締結

① 基本協定の締結

(2) 協議

① 業務の一部を他者に行わせる場合の仙台市との協議

② 自主事業に関する仙台市との協議

③ 各年度の年度協定の締結に関する仙台市との協議

(3) 承諾願い

① 開館の延長を行う場合の市長への承諾願い

② 指定管理業務等に派生し施設利用者の利便に供する業務を行う場合の市長への承諾願い

(4) 報告

- ① 配置する職員等に関する報告
- ② 指定管理業務等に関し作成した規程の報告
- ③ 指定管理業務等に伴い想定されるリスクに応じ加入した保険に関する報告

(5) その他

現在の指定管理者から引継ぎを受けること

2 原状回復について

指定管理者は指定管理業務期間が終了した際(指定管理者の指定を取消す等のために業務が終了した場合を含む。), 施設及び設備等の状態を指定管理業務開始時の原状に復する(機能低下があった場合の機能低下前の状態にすることを含む。)ものとします。ただし, 指定管理者が市長の承諾を受けて行った機能向上を行った箇所, 市長が行った機能向上の箇所及び市長が特に必要であると認める箇所については, この限りではありません。

3 仙台市が貸与等する物品について

(1) 仙台市が指定管理者に貸与する物品(備品及びその他の物品)

別紙2-7「仙台市が指定管理者に対し貸与する物品」のとおり

※ これらの物品は, 仙台市と指定管理者との間で使用貸借契約を締結することにより, 仙台市が指定管理者に貸与するものです。

- (2) 上記(1)の貸与物品のうち, トレーニング室に設置しているトレーニング器具については, 老朽化及び故障等により安全に使用できないと専門業者等により判断された場合, 仙台市はその代替として新たな器具の貸与を行わないため, 原則として, 同等のトレーニング器具を調達するか, 利用者のニーズ等に応じ, 指定管理者の判断で必要と思われるトレーニング器具を配置するものとします。なお, その際リース契約等により調達する場合は指定管理料から支出することができますが, 購入する場合は指定管理料とは別に指定管理者自らの負担とします。

- (3) 仙台市市民利用施設予約システム職員用端末関係機器(ディスプレイ・パソコン本体・プリンタ及び周辺機器を含む。テーブル・椅子等は含まない。)も使用可能です。

4 その他の留意事項

- (1) 施設の電話番号及びFAX番号は変更しないこと

- (2) その他の留意事項

別紙2-8「その他の留意事項」のとおり

別紙２－１「使用受付け業務詳細」（中田温水プール）

I 業務の内容

1 個人使用の場合

- (１) 入場券の購入方法等案内
- (２) 入場券又は回数券裏面への入場時刻の打刻（温水プール）
- (３) 利用者に対する使用可能種目・面（台）数等の説明
- (４) 利用者に対する使用可能時間の通知
- (５) 必要に応じた個人使用大域時間等の説明
- (６) 利用者に対する利用規定等の周知及び説明
- (７) 個人使用可能区域に入場させる際の入場券の確認
- (８) 退場する者から入場券又は回数券を回収し、利用時間を超過している場合には、超過時間に応じて使用料の精算案内（温水プール）
- (９) 入場者数の把握及び定員管理（入場制限・入場者整理）

2 トレーニング室の場合

- (１) 利用方法等案内
 - ① 仙台市スポーツ施設トレーニング室管理運営要領第２条第２項に規定する書類の提示の必要性の説明
 - ② トレーニング室使用中等人数情報の提供
 - ③ トレーニング室機器等構成の説明

3 専用使用の場合

- (１) 使用承認書の確認・確認済印押印又は仙台市市民利用施設予約システム利用者カードによる確認
- (２) 使用料の納期・納入状況確認
- (３) 使用報告書様式の交付
- (４) 使用上の注意事項の説明
- (５) 入場者の確認
- (６) 設営物の設営立会い（設営物がある場合）
- (７) 貸出物品の受渡し・取扱方法説明（物品使用がある場合）

別紙２－２「供用中安全管理・監視業務詳細」（中田温水プール）

I 施設共通

1 業務の目的

- (１) 利用者間のトラブル防止
- (２) 近隣への迷惑回避
- (３) 利用者の事故防止
- (４) 施設及び設備等の機能維持

2 業務の内容

(１) 利用者の状況観察等

事故発生の際は，状況把握，応急措置，事故拡大防止，記録作成及び関係機関への連絡を行う。

(２) 利用者の持ち込み物外観確認

(３) 供用中における施設及び設備等の状況観察

- ① 破損等の際は，応急措置，事故拡大防止，記録作成及び関係機関への連絡並びに修繕を行う。
- ② 破損等のため施設が使用不能となった場合は，復旧するまでの間，当該個別施設について休止処理を行う。
- ③ 利用者への安全指導業務

遵守すべき法令等により利用者に対する遵守が明記されている事項の他，次の案内を行う。

ア 火気使用禁止（厨房内を除く）

イ 迷惑となる音の発生禁止

ウ 違法駐車禁止

エ 貴重品管理徹底

オ 壁面，ガラス面及びアクリル面等強度が低い部位の破損防止

カ ゴミの持ち帰り

キ 飲酒禁止

（ただし，イベント主催者との協議により一時的に認める場合この限りではない。）

ク 所定の位置以外での喫煙禁止

ケ 所定位置以外でのボール等を使用した運動行為禁止

Ⅱ 温水プール

※ 遊泳用プールの衛生基準について（平成19年5月28日付 健発第0528003号 厚生労働省健康局長通知）に基づく体制を整えるとともに、関係基準，指針及び注意事項を遵守し，事故が発生しないよう利用者の安全を確保すること。

1 業務の目的

- (1) プールの安全確保
- (2) プールの衛生確保
- (3) 利用者の事故防止
- (4) 施設及び設備等の機能維持

2 業務内容

- (1) 管理責任者及び衛生管理者の設置と管理体制の明確化
- (2) 供用中の水面，水中，水底及びプールサイドの監視
- (3) 事故者の救助，救急業務
- (4) プール内の衛生管理
- (5) プール函体及び付属設備の点検及び清掃
- (6) 器具等の点検及び清掃
- (7) 計器類の確認
- (8) 業務に関する記録の作成

3 業務の対象区域等

- (1) 25mプール，幼児プール，小プール及びプールサイド
- (2) 採暖室
- (3) 器具庫
- (4) 更衣室・トイレ，シャワー室

4 日常業務

- (1) プール内巡視・監視，監視室内における監視及び待機
- (2) 水質の監視及び管理
- (3) 利用者の状況観察

5 業務の準備

- (1) 監視業務を行う者は体調を整え，いつでも入水可能な状態に保つ。また，注意力を低下させないために適宜交代で休憩時間を確保する。
- (2) 監視員の監視場所，プールの構造を十分に考慮した上で死角のないよう監視体制の配置図等を作成し，監視員に周知徹底する。
- (3) 救急用具を常に使用可能な状態に整備しておく。
- (4) 業務を行う者は胸部圧迫やAED等の救助法を常に訓練しておく。
- (5) 管理の基準等利用規定を熟知しておく。

(6) 各設備の計器類の検針をする。

6 利用者に対する安全指導業務

遵守すべき法令等により利用者に対する遵守が明記されている事項の他、次の案内を行う。

- (1) プールサイドを走ることの禁止
- (2) タオルをもった入水の禁止
- (3) 設備、備品及び物品等の適切な取扱い
- (4) 迷惑行為の禁止
- (5) シャワー使用後の入水
- (6) 十分な準備運動後の入水

7 利用者に危害が及ぶ可能性のある施設の異常が発見された場合の措置

- (1) 危険個所に遊泳者を近づけない措置を取る。
- (2) 遊泳者を速やかに避難させ、プール使用を中止する。
- (3) プールの使用を中止した場合は、当該箇所の修理が完了するまでプールを使用しない。
- (4) 排(環)水口の異常が発見された場合は、循環又は起流ポンプを停止する。

8 事故等を発見した場合の措置

- (1) 直ちに笛を吹き、救助にあたる。
- (2) 事故者を救助したら、安全な場所へ確保した上で保温するとともに、口中に異物がある場合は取り除き呼吸及び鼓動の有無を確認し、必要があれば、胸部圧迫やAED等の蘇生法を実施する。
- (3) 関係機関と連絡を取るとともに、他の利用者の整理にあたる。
- (4) 異物(汚物)等が発見した時は、速やかに除去するとともに消毒清掃を行う。

9 プールの維持管理

- (1) 共用中は定められた時間に、次の測定を行い、基準値を維持する。
 - ① 残留塩素、pH、水温、室温、湿度及び採暖室内温度
- (2) 毎月1回以上、次の測定を行い、基準値を維持する。
 - ① pH、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌及び一般細菌
- (3) 毎年1回以上、次の測定を行い、基準値を維持する。
 - ① 総トリハロメタン
 - ② レジオネラ属菌
- (4) 洗体槽に塩素を補給する。
- (5) 供用時間前後及び供用中の定時ごとに排(環)水口の蓋等がネジ・ボルト等により堅固に固定され、適切な安全対策が実施されているかを確認する。
- (6) 供用終了後から次の供用開始前までの時間帯は、プールカバーシートをかけておく。(5月1日から9月30日までの期間を除く。)

10 衛生管理業務（日常業務）

- (1) プール内の浮遊物及び水底沈殿物を除去する。
- (2) プールサイドを高圧洗浄にて水洗いし、ブラシ、水切りをする。
- (3) プールサイドの内側の窓ガラスの清掃を行う。
(清掃可能な範囲内で可とする。)
- (4) 採暖室、器具庫等は、水洗いをし、ブラシで擦り、水切りをする。
- (5) 供用時間前後、供用時間中の適時、更衣室・トイレの点検清掃を行う。
- (6) 器具庫内を整理整頓する。
- (7) 水入れ替え時にプール本体の清掃を行う。（年1回以上）

11 コース設定

次の事項を考慮してコース設定を行う。

- (1) 利用者の事故防止，円滑な監視業務の遂行
- (2) 各利用者の使用種目（遊泳・競泳等）ニーズや使用レベル
(上級・中級・初級・初心者)の考慮
- (3) 全体利用者数

Ⅲ トレーニング室

1 業務の目的

- (1) トレーニング室の安全確保
- (2) トレーニング室の衛生確保
- (3) 利用者の事故防止
- (4) 施設及び設備等の機能維持

2 業務内容

(1) 業務概要

- ① 供用中のトレーニング室内の監視
- ② 事故者の救助，救急業務
- ③ トレーニング室内の衛生管理
- ④ トレーニング室内の設備及び機器等の点検及び清掃
- ⑤ 利用者に対するトレーニング関係知識の普及，助言及び指導
- ⑥ 業務に関する記録の作成

(2) 業務の対象区域等

- ① トレーニング室
- ② 更衣室（温水プールと共用）

(3) 日常業務

- ① トレーニング室の巡視，事務室内における監視及び待機
- ② 利用者の状況観察

- ③ トレーニング室内の湿度・温度管理
 - ④ トレーニング機器等の使用方法の説明
 - ⑤ 利用者に対する安全で効果的かつ体力・目的に応じたトレーニングプログラムの提供
 - ⑥ 利用者に対する健康体力づくりについてのアドバイスや相談業務の実施
- (4) 業務の準備
- ① トレーニング機器等の点検・清掃
 - ② 管理の基準等利用規定を熟知しておくこと
 - ③ トレーニング関係知識を熟知しておくこと
- (5) トレーニング講習会の開催等
- ① 「仙台市スポーツ施設トレーニング室管理運営要領」第2条第1項及び第2項に関すること

別紙２－３「広報業務詳細」（中田温水プール）

I 広報の対象

利用者が必要とする情報及び指定管理者の運営が適切である旨を明らかにするための情報を広報すること

1 施設に関する広報

施設名称・所在地・個別施設・交通手段

2 施設の運営規定等に関する広報

施設利用料金・供用時間・申込み方法・使用可能種目

3 施設運営に関する広報

行事予定表（自主事業設定状況・空き状況・優先予約承認状況・休館日）

4 施設運営統計に関する広報

II 広報時期

1 利用者が必要とする時期及び頻度で広報を行うこと

2 施設運営上支障が生じない時期に広報を行うこと

III 広報の方法

1 効果的かつ公平な方法で広報すること

2 利用者間の情報格差を配慮して広報すること

別紙 2-4 「施設及び設備等の維持保全に関する業務」 (中田温水プール)

※ 業務内容等は、別紙 2-4-1 「施設及び設備等の維持保全に関する業務詳細」に記載

項 目				点検種別	実施周期	法定点検 関係法令	点検資格者等
1	清掃業務	日常清掃業務			通年		
		定期清掃業務			適宜		
2	警備業務	財産保全業務			通年		
		実態把握，被害拡大防止 機械警備装置運用保守管理業務					
		通報業務					
		防火管理業務			消防法 第8条	防火管理者	
3	設備保守 点検業務	特定建築物定期点検業務		定期点検	1 回/3年	※仙台市(都市整備局)実施	一級建築士・ 特定建築物調査員 等
		建築設備定期点検業務		定期点検	1 回/年	建築基準法 第12条	一級建築士・ 建築設備検査員 等
		防火設備定期点検業務	定期点検	1 回/年	建築基準法 第12条	防火設備検査員 等	
			定期点検	1 回/年	(メーカー保守点検)		
		昇降機定期点検業務	定期点検	1 回/年	建築基準法 第12条	一級建築士・ 昇降機等検査員 等	
			定期自主点検	1 回/月	(メーカー保守点検)		
		自動ドア保守点検業務		定期点検	2 回/年	(メーカー保守点検)	
		自家用電気工作物(受変電設備等) 保守点検業務		保安規定で定める 点検等の基準による		電気事業法 第42条	電気主任技術者 等
		真空式温水ヒーター保守点検業務		定期点検	2 回/年	(メーカー保守点検)	
		ばい煙濃度測定業務		定期点検	2 回/年	大気汚染防止法 第16条	環境計量士
		空調機 (エアハンドリングユニット) 保守点検業務	定期点検	1 回/年			
			ドレンパン点検	1 回/月	建築物における衛生的環境 の確保に関する法律施行規則 第3条の18 第4項		
		空調機 (パッケージエアコン) 保守点検業務	簡易点検 (専門点検)	1 回/3ヶ月	70%排出抑制法 第16条		
			定期点検	1 回/3年	(7.5kW以上 50kW以下)	冷媒70%類取扱技術者	
				1 回/年	(50kW以上)	冷媒70%類取扱技術者	
		自動制御設備及び中央監視装置 保守点検業務		定期点検	2 回/年	(メーカー保守点検)	
		換気設備保守点検業務		定期点検	1 回/年		
		暖房設備保守点検業務	パ°ネヒーター 電気パ°ネヒーター 遠赤外線暖房機	定期点検	1 回/年		
						(メーカー保守点検)	
		給湯設備保守点検業務	ガス給湯器 電気温水器	定期点検	1 回/年		
		冷水器保守点検業務		定期点検	1 回/年	(メーカー保守点検)	
		受水槽等清掃保守点検業務		定期清掃点検	1 回/年	水道法 第34条の2	なし
		簡易専用水道検査業務		定期検査	1 回/年	水道法 第34条の2	(指定検査機関)
		貯水槽等清掃保守点検業務		定期清掃点検	1 回/年		
		通信・情報設備保守点検業務		定期点検	1 回/年		
		ポンプ設備保守点検業務		定期点検	1 回/年		
		消防設備保守点検業務	機器点検	1 回/6ヶ月	消防法 第17条の3の3		消防設備士等
			総合点検	1 回/年			
4	プール設備 保守点検 業務	ろ過装置他保守点検業務		定期点検	2 回/年	(メーカー保守点検)	
		薬注装置保守点検業務		定期点検	2 回/年	(メーカー保守点検)	
		バランシングタンク清掃保守点検業務		定期点検	1 回/年		
5	その他設備管理	トレーニング機器保守点検業務		日常点検	1 回/日以上		
6	設備共通 (日常点検業務)	A E D (除細動器) 保守点検業務		日常点検	1 回/日以上		
		日常巡回設備点検業務		日常点検	1 回/週以上		
7	植栽管理 業務	植栽等維持管理業務			適宜		
		除草作業業務		定期作業	1～4 回/年		
8	その他業務	除雪業務			適宜		

1 清掃業務

(1) 目的

- ① 施設的环境衛生の保全と、安全性及び快適性の維持
- ② 施設の美観維持
- ③ 施設及び設備の機能低下防止

(2) 業務内容

適切な頻度による適切な方法による日常及び定期清掃（消耗物品の補充を含む。）を行う

(3) 留意事項

施設利用者の利用の支障にならないよう清掃業務を行うこと

2 警備業務

(1) 目的・業務内容

- ① 火災、不法侵入及び盗難等不良行為を未然に防止し、財産の保全を図る
- ② 火災、不法侵入及び盗難等不良行為が発生した場合の迅速な実態把握及び被害拡大防止
また、機械警備装置の運用保守管理を行う
- ③ 火災、不法侵入及び盗難等不良行為が発生した場合の消防署及び警察署等関係機関への迅速な通報、関係者宛て内容・経過報告
- ④ 防火管理業務
消防計画の作成、所轄消防署へ消防計画他・関係書類の提出、消火・避難訓練の実施、消防用設備の維持管理、防火対象物定期点検（消防法第8条の2の2）報告、他

3 設備保守点検業務

(1) 目的

- ① 施設の円滑な運営確保
- ② 設備の機能低下防止
- ③ 法令等基準の適合確保

(2) 建築設備定期点検業務

- ① 業務内容
ア) 建築基準法第12条に基づく建築設備の点検を行うこと
- ② 対象設備
ア) 換気設備、非常用の照明設備、給水設備及び排水設備 一式

(3) 防火設備定期点検業務

- ① 業務内容
ア) 建築基準法第12条に基づく防火設備の点検を行うこと
イ) 各警報機との連動試験を行うこと
- ② 対象設備

機器番号	名 称	数量	設置場所・仕 様
－	防火シャッター	3台	・1階 事務室(受付) : 1台(スチール製)
			・2階 ギャラリー(プール窓ガラス(大)) : 1台(スチール製)
			・2階 ギャラリー(プール窓ガラス(小)) : 1台(スチール製)
－	防火戸	6枚	・1階 プール室(身障者出入口) : 1枚(煙感連動甲種防火戸)
			・1階 洗体シャワー・スロプ : 2枚(煙感連動甲種防火戸)
			・2階 メンテナンス通路(ギャラリー) : 1枚(甲種防火戸(常閉))
			・1階 監視室(廊下/事務室側) : 2枚(煙感連動甲種防火戸)
			(参考) 1階 事務室(廊下側) : 2枚(乙種防火戸)

機器番号	名 称	数量	設置場所・仕 様
－	防火防煙スクリーン	2台	・1階 廊下1(EV前) : 1台(煙感連動自閉式耐火ｸﾛｽ製) ・2階 ｷﾞﾔﾘｰ(EV前) : 1台(煙感連動自閉式耐火ｸﾛｽ製)
－	感知器・排煙口	1式	
－	その他	1式	

(4) 昇降機定期点検業務

① 業務内容

ア) 建築基準法第12条に基づく昇降機等設備の点検を行うこと

イ) エレベーターかご、扉、巻上機、ブレーキ、呼出し装置等メーカー推奨の定期自主点検を行う

② 対象設備

機器番号	名 称	数量	仕 様・能 力
－	エレベーター	1基	型 式：DR(M)-PHC(UA)-750/11-C0-45-2(2)-S-RJ 用 途：乗用（車いす仕様） 積載量：750 kg 最大定員：11名 速 度：45 m/min 停止箇所：1階・2階 計2箇所 製造会社：ダイコー(株) 製造年：2024年製

(5) 自動ドア保守点検業務

① 業務内容

ア) メーカーが推奨する定期保守点検を行う

② 対象設備

機器番号	名 称	数量	仕 様・能 力
－ (玄関内側)	自動ドア	1台	引分自動ドア(ドア感知センサー) 型式：200KLCMN 製造会社：フルテック(株) 製造年：1990年製
－ (玄関外側)	自動ドア	1台	引分自動ドア(ドア感知センサー) 型式：150KLTM 製造会社：フルテック(株) 製造年：1990年製
－ (1F障害者トイレ)	自動ドア	1台	片引き自動ドア(押ボタン) 型式：リニアード 製造会社：フルテック(株) 製造年：1990年製

(6) 自家用電気工作物（受変電設備等）保守点検業務

① 業務内容

ア) 電気事業法第42条に基づく受変電設備の定期点検を行う

イ) 点検方法等については、関係法令等に従うこと

ウ) 電気主任技術者立会のこと

② 対象設備

ア) 高圧受変電設備 一式

○引込電圧 : 3φ×3W×6600KV×50Hz

○高圧気中開閉器(PAS) : 耐塩型 7.2kV×300A (LA・VT内蔵 GR付)

KLT-PA-D2N10LT (株)戸上電機製作所 2024年製

○受電盤 : キュービクル方式 遠藤電機(株) 2024年製

・高圧受電盤 1面

・低圧電灯盤 1面 油圧変圧器(単相) 超高効率変圧器 SOU-CA3
50kVA(油入型) 6600/210V-105V (株)日立製作所 製

・低圧動力盤 1面 油圧変圧器(3相) 超高効率変圧器 SOU-YDCA3
150kVA(油入型) 6600/210V (株)日立製作所 製

イ) 配電設備 一式

○動力盤, 電灯盤, 配線路 等, 他一式

ウ) 負荷設備 一式

○照明設備, コンセント設備 等, 他一式

(7) 真空式温水ヒーター保守点検業務

① 業務内容

ア) 燃焼状況異常有無, 着火装置点検, 本体・付属機器(電磁弁, 排風機等)動作確認, 計器類確認, 水漏れ・ガス漏れ有無確認等の定期点検を行う

② 対象設備

機器番号	名 称	数量	仕 様・能 力
B-1 (1F機械室)	真空式温水機	2台	型式: 鋳鉄製 ガス焚4回路取出型(MFV-F900NH-45-N2-H) 定格出力: 1,047kW ・暖 房 : 314kW 循環量: 27.0m ³ /h 入 60℃ 出 70℃ ・プール加温 : 525kW 循環量: 45.0m ³ /h 入 60℃ 出 70℃ ・給湯(貯湯槽): 63kW 循環量: 5.4m ³ /h 入 50℃ 出 60℃ ・給湯(直給湯): 90kW 循環量: 1.4m ³ /h 入 5℃ 出 60℃ 最高使用圧力: 0.5MPa 伝熱面積: 14.7m ² 燃 料: 都市ガス(13A)・中圧 バーナー: 3.7kW 燃料消費: 102.2m ³ /h ガス供給圧力: 110 kPa 製造番号: MVS60151(No.1), MVS60152(No.2) 製造会社: 榊前田鉄工 製 (MFV真空式温水ヒータ) 製造年月: 2024年9月(R6年9月)

(8) ばい煙濃度測定業務

① 業務内容

ア) 大気汚染防止法第16条に基づく「ばい煙測定」を行う

イ) 測定物, 測定方法については, 同法で定める機器, 方法に従うこと

② 測定場所

ア) 温水ヒーターの排煙ダクト(測定口) 各1箇所(計 2台分)

(9) 空調機(エアハンドリングユニット)保守点検業務

① 業務内容

ア) 総合点検, 運転状況, 付属設備(送排風機, ダンパー等)点検, (分解)整備, コイル水漏有無点検, 消耗部材(エアフィルター, ベルト等)交換, 軸受部にグリスアップ等の定期点検を行う

イ) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第3条の18第4項に基づくドレンパン(ドレン排水状況)点検を行う

② 対象設備

機器番号	名 称	数量	仕 様・能 力
AH-1 (2階空調機械室)	空気調和機 (アール系統)	1台	形式: 床置形 ユニット型空調機 MPH-10-RN [送風機] 型 式: FC15A 風 量: 10,000m ³ /h 静 圧: 400Pa(機外) [電動機] 動 力: 3相×200V×3.70kW×4P×50Hz [温水コイル] 温水入口 70℃ 温水出口 60℃ 暖房能力: 182.0 kW 温水量: 260 L/min 製造会社: クボタ空調(株) 製 製造年: 2024年製
AH-2 (2階空調機械室)	空気調和機 (更衣室系統)	1台	形式: 床置形 コンパクト型空調機 EI-125-DT [送風機] 型 式: 33-24 (風量制御: INV) 風 量: 6,000m ³ /h 静 圧: 250Pa(機外) [電動機] 動 力: 3相×200V×2.20kW×6P×50Hz [温水コイル] 温水入口 70℃ 温水出口 60℃ 暖房能力: 70.0 kW 温水量: 100 L/min 製造会社: クボタ空調(株) 製 製造年: 2024年製

機器番号	名 称	数量	仕 様・能 力
AH-3 (2階空調機械室)	空気調和機 (トレーニング室系統)	1台	形式：床置形 コンパクト型空調機 EI-125-DT [送風機] 型 式：33-24 (風量制御：INV) 風 量：5,700m ³ /h 静 圧：200Pa(機外) [電動機] 動 力：3相×200V×2.20kW×6P×50Hz [温水コイル] 温水入口 70℃ 温水出口 60℃ 暖房能力：49.0 kW 温水量：70 L/min 製造会社：クボタ空調(株) 製 製造年：2024年製

(10) 空調機（パッケージエアコン）保守点検業務

① 業務内容

- ア) フロン排出抑制法第16条に基づき，第一種特定製品からの異常音並びに外観の損傷，摩耗、腐食及びさびその他の劣化、油漏れ並びに熱交換器への霜の付着の有無など，目視等による「簡易点検」を行う
- イ) 上記ア)の点検により，漏えい又は故障等を確認した場合には，可能な限り速やかに直接法及び間接法又は両方を組み合わせた方法により，専門的な点検（専門点検）を行うこと
- ウ) 圧縮機を駆動する電動機又は内燃機関の定格出力が7.5kW以上50kW未満であるものは，3年に1回，50kW以上であるものは1年に1回の「定期点検」を行う

② 対象設備

機器番号	名 称	数量	仕 様・能 力
ACP-1 (屋上②)	パッケージ形エアコン (室外機)	1台	型式：空冷ヒートポンプ式（第1種特定製品） MMY-MUP4002H (ユニット:MMY-MUP4002H) 冷房：40.0kW 暖房：45.0kW 圧縮機：6.01kW×2 電動機：1.00kW×1 製造会社：日本キヤリア(株) 製造年：2024年製
ACP1-1 (2Fキヤリヤ)	パッケージ形エアコン (室内機)	1台	型式：天井カセット形4方向吹出し MMU-UP1601H 冷房：16.0kW 暖房：18.0kW 電動機：0.13kW 製造会社：日本キヤリア(株) 製造年：2024年製
ACP1-2 (1F事務室) (1F監視室)	パッケージ形エアコン (室内機)	2台	型式：天井カセット形4方向吹出し MMU-UP711H 冷房：7.1kW 暖房：8.0kW 電動機：0.06kW 製造会社：日本キヤリア(株) 製造年：2024年製
ACP-2 (屋外)	パッケージ形エアコン (室外機)	1台	型式：空冷ヒートポンプ式（第1種特定製品） ROA-RP2803HX (セット:RUXB28033MUB) 冷房：25.0kW 暖房：28.0kW 圧縮機：6.48kW 電動機：0.200+0.200kW 製造会社：日本キヤリア(株) 製造年：2024年製
ACP2-1 (1F玄関ホール) (1F廊下)	パッケージ形エアコン (室内機)	2台	型式：天井カセット形4方向吹出し AIU-RP1403H 冷房：12.5kW 暖房：14.0kW 電動機：0.130kW 製造会社：日本キヤリア(株) 製造年：2024年製
ACP-3 (屋外)	パッケージ形エアコン (室外機)	1台	型式：空冷ヒートポンプ式（第1種特定製品） ROA-RP1123HX (セット:RUXA11233MUB) 冷房：10.0kW 暖房：11.2kW 圧縮機：1.86kW 電動機：0.100+0.100kW 製造会社：日本キヤリア(株) 製造年：2024年製
ACP3-1 (1F女子更衣室)	パッケージ形エアコン (室内機)	1台	型式：天井カセット形4方向吹出し AIU-RP1123H 冷房：10.0kW 暖房：11.2kW 電動機：0.130kW 製造会社：日本キヤリア(株) 製造年：2024年製

機器番号	名 称	数量	仕 様・能 力
ACP-3 (屋外)	パッケージ形エアコン (室外機)	1台	型式：空冷ヒートポンプ式（第1種特定製品） ROA-RP1123HX（セット：RUXA11233MUB） 冷房：10.0kW 暖房：11.2kW 圧縮機：1.86kW 電動機：0.100+0.100kW 製造会社：日本キヤリア㈱ 製造年：2024年製
ACP3-1 (1F男子更衣室)	パッケージ形エアコン (室内機)	1台	型式：天井カセット形4方向吹出し AIU-RP1123H 冷房：10.0kW 暖房：11.2kW 電動機：0.130kW 製造会社：日本キヤリア㈱ 製造年：2024年製
ACP-4 (屋外)	パッケージ形エアコン (室外機)	1台	型式：空冷ヒートポンプ式（第1種特定製品） ROA-RP803HX（セット：RSXA08033MUB） 冷房：7.1k W 暖房：8.0kW 圧縮機：1.27kW 電動機：0.060kW 製造会社：日本キヤリア㈱ 製造年：2024年製
ACP4-1 (1F監視員休憩室)	パッケージ形エアコン (室内機)	1台	型式：天井カセット形1方向吹出し AIU-RP803SH 冷房：7.1kW 暖房：8.0kW 電動機：0.094kW 製造会社：日本キヤリア㈱ 製造年：2024年製
ACP-5 (屋外)	パッケージ形エアコン (室外機)	1台	型式：空冷ヒートポンプ式（第1種特定製品） ROA-RP503HX（セット：RSXA05033MUB） 冷房：4.5k W 暖房：5.0kW 圧縮機：0.84kW 電動機：0.043kW 製造会社：日本キヤリア㈱ 製造年：2024年製
ACP5-1 (1F清掃員休憩室)	パッケージ形エアコン (室内機)	1台	型式：天井カセット形1方向吹出し AIU-RP503SH 冷房：4.5kW 暖房：5.0kW 電動機：0.094kW 製造会社：日本キヤリア㈱ 製造年：2024年製
ACP-11 (屋外)	パッケージ形エアコン (室外機)	2台	型式：空冷ヒートポンプ式（第1種特定製品） PUZ-HRMP160KA（セット：PSZ-HRMP160KK） 冷房：14.0k W 暖房：16.0kW 圧縮機：3.10kW 電動機：0.070kW 製造会社：三菱電機㈱ 製造年：2016年製
ACP11-1 (2Fトレーニング室)	パッケージ形エアコン (室内機)	2台	型式：床置形 PS-RP160KA12 冷房：14.0kW 暖房：16.0kW 電動機：0.160kW 製造会社：三菱電機㈱ 製造年：2016年製

(11) 自動制御設備及び中央監視装置保守点検業務

① 業務内容

ア) メーカーが推奨する総合定期保守点検を行う

② 対象設備

機器番号	名 称	数量	仕 様・能 力
CP-1	自動制御盤 (空調制御盤)	1式	型式：自立型 寸法：W 1050×H 1800×D - 熱源廻り制御，プール送水温度制御 受変電廻り制御，プールレベル制御 プールバランシングレベル制御 温水ポンプ凍結防止制御，貯湯槽廻り制御 他
CP-2	自動制御盤 (空調制御盤)	1式	型式：壁掛型 寸法：W 600×H 1300×D 350 AH-1 空調機制御-1 AH-2 空調機制御-2 他
-	自動制御機器	1式	ルームサーモスタット 挿入形サーモスタット，ビームセンサー 挿入形温度検出器，電磁弁 他

機器番号	名 称	数量	仕 様・能 力
—	その他(バルブ等)	1式	流体：温水 空調機制御-1(AH-1) 50A 空調機制御-2(AH-2) 25A 空調機制御-3(AH-3) 20A 他 流体：市水 プールバランシングレベル制御 50A プールレベル制御 40A 他
—	中央監視盤	1式	型式：床置型 寸法：W 700×H 2750×D 550 中央処理装置(データサーバ) カラーディスプレイ及び操作部 中央監視用伝送幹線 他

(12) 換気設備保守点検業務

① 業務内容

ア) 外観確認, 付属機器(電動機, 軸受, 羽根車等)異常有無確認, 消耗品(ベルト等)交換, 注油, 運転調整等の定期点検を行う

② 対象設備

機器番号	名 称	数量	仕 様・能 力
FE-1 (1F機械室)	排気ファン	1台	形式：シロッコファン CLF6-NO.2-BH-L-RS-NI-e 羽根径：#2 風量：3000m ³ /h 静圧：120Pa 電源：3φ×200V×0.75kW 製造会社：テラル㈱ 製造年：2024年製
FE-2 (2Fトレーニング室)	排気ファン	1台	形式：シロッコファン CLF6-NO.2.5-TH-L-RS-NI-e 羽根径：#2.5 風量：5700m ³ /h 静圧：150Pa 電源：3φ×200V×1.5kW 製造会社：テラル㈱ 製造年：2024年製
FE-3 (1F更衣室シャワー室)	排気ファン	1台	形式：シロッコファン CLF6-NO.1.25-TH-R-RS-KI 羽根径：#1.25 風量：1200m ³ /h 静圧：230Pa 電源：3φ×200V×0.4kW 製造会社：テラル㈱ 製造年：2024年製
FE-4 (1F更衣室便所)	排気ファン	1台	形式：シロッコファン CLF6-NO.1.25-TH-R-RS-KI-e 羽根径：#1.25 風量：1400m ³ /h 静圧：170Pa 電源：3φ×200V×0.75kW 製造会社：テラル㈱ 製造年：2024年製
FE-5 (1Fプール室用)	排気ファン	1台	形式：シロッコファン CLF2-NO.3.5-TH-L-OB-NI-e 羽根径：#3.5 風量：11300m ³ /h 静圧：250Pa 電源：3φ×200V×3.7kW 製造会社：テラル㈱ 製造年：2024年製
FE-6 (1Fプール器具庫)	排気ファン	1台	形式：シロッコファン BFS-100SYA2 羽根径：220φ 風量：1000m ³ /h 静圧：145Pa 電源：1φ×100V×198W 製造会社：三菱電機㈱ 製造年：2024年製
FE-7 (1F採暖室用)	排気ファン	1台	形式：シロッコファン BFS-50SYA2 羽根径：180φ 風量：500m ³ /h 静圧：130Pa 電源：1φ×100V×73.5W 製造会社：三菱電機㈱ 製造年：2024年製
FE-8 (2F空調機室)	排気ファン	1台	形式：斜流ダクトファン JF-90SA2 羽根径：300φ 風量：900m ³ /h 静圧：120Pa 電源：1φ×100V×113W 製造会社：三菱電機㈱ 製造年：2024年製

機器番号	名 称	数量	仕 様・能 力
FE-9 (1Fおむつ交換室)	排気ファン	1台	形式：シロツコファン BFS-90TG2 羽根径：220φ 風量：900m³/h 静圧：128Pa 電源：1φ×100V×159W 製造会社：三菱電機㈱ 製造年：2024年製
FE-10 (1F便所)	排気ファン	1台	形式：シロツコファン BFS-90TG2 羽根径：220φ 風量：900m³/h 静圧：128Pa 電源：1φ×100V×159W 製造会社：三菱電機㈱ 製造年：2024年製
FE-11 (2F会議室) (2Fキㇰャリー)	排気ファン	1台	形式：シロツコファン BFS-90SG2 羽根径：220φ 風量：900m³/h 静圧：128Pa 電源：1φ×100V×159W 製造会社：三菱電機㈱ 製造年：2024年製
FE-12 (1F車椅子便所 シャワー室)	排気ファン	1台	形式：シロツコファン BFS-65SG2 羽根径：200φ 風量：650m³/h 静圧：118Pa 電源：1φ×100V×105W 製造会社：三菱電機㈱ 製造年：2024年製
FE-13 (1F倉庫)	排気ファン	1台	形式：シロツコファン BFS-65SG2 羽根径：200φ 風量：650m³/h 静圧：118Pa 電源：1φ×100V×105W 製造会社：三菱電機㈱ 製造年：2024年製
FS-1 (1F機械室)	給気ファン	1台	形式：シロツコファン CLF5-NO.3-BH-R-RS-NI-e 羽根径：#3 風量：6000m³/h 静圧：150Pa 電源：3φ×200V×1.5kW 製造会社：テラル㈱ 製造年：2024年製
FS-2 (1F倉庫)	給気ファン	1台	形式：シロツコファン BFS-80SSUA2 羽根径：200φ 風量：800m³/h 静圧：115Pa 電源：1φ×100V×175W 製造会社：三菱電機㈱ 製造年：2024年製
FC-1 (1F更衣室1) (1F更衣室2) (2F車椅子便所)	天井換気扇	3台	型式：天井換気扇(低騒音形) VD-10ZVC6 羽根径：100φ 風量：100m³/h 静圧：90Pa 電源：1φ×100V×2.6W 製造会社：三菱電機㈱ 製造年：2024年製
FC-2 (1F待合コーナー) (2F男子便所) (2F女子便所) (2Fキㇰャリー)	天井換気扇	4台	型式：天井換気扇(低騒音形) VD-23ZVX6-C 羽根径：200φ 風量：460m³/h 静圧：150Pa 電源：1φ×100V×17W 製造会社：三菱電機㈱ 製造年：2024年製
FC-3 (1F湯沸室)	天井換気扇	1台	型式：天井換気扇(低騒音形) VD-23ZV6 羽根径：200φ 風量：480m³/h 静圧：160Pa 電源：1φ×100V×20W 製造会社：三菱電機㈱ 製造年：2024年製
HEA-1 (1F監視室) (1F事務室)	全熱交換形換気扇	2台	型式：天井カセット形 LGH-N35CX3 羽根径：220φ 風量：350m³/h 静圧：35Pa 電源：1φ×100V×153W 製造会社：三菱電機㈱ 製造年：2024年製
HEA-2 (1F監視員休憩室) (1F清掃員休憩室)	全熱交換形換気扇	2台	型式：天井カセット形 LGH-N15CX3 羽根径：180φ 風量：150m³/h 静圧：75Pa 電源：1φ×100V×69W 製造会社：三菱電機㈱ 製造年：2024年製

機器番号	名 称	数量	仕 様・能 力
F-1 (1F♀-ル室)	エアー搬送ファン (耐湿・耐熱・耐塩害用)	4台	型式：金属軸流羽根 AH-3009T2-BS 羽根径：155φ 風量：1970m³/h 静圧： - Pa 電源：3φ×200V×118W 製造会社：三菱電機㈱ 製造年：2024 年製
—	吸込口・吹出口	1式	SA, RA, OA, EA

(13) 暖房設備保守点検業務

① 業務内容

ア) 外観，運転状況確認，温度状況確認，配管状況点検，ガス漏れ有無確認，水漏れ有無確認，フィルター交換，制御部点検，整備調整，機器内外の清掃等の定期点検を行う

② 対象設備

機器番号	名 称	数量	仕 様・能 力
PH-1 (1F♀-ル室)	パネルヒーター	2台	形式：SUS製自立振止形 SR180-20-30P*46K1×2連結 外形寸法：H1800mm×L1390mm×D170mm 口径：20A 放 熱 量：16.58kW 温水量：28.0L/min 温水温度：70℃ → 60℃ 室 温：DB 30℃ 製造会社：旭イハックス㈱ 製造年：2024年製
PH-2 (1F♀-ル室)	パネルヒーター	14台	形式：SUS製自立振止形 SR140-20-30P*93K1 外形寸法：H1400mm×L2800mm×D170mm 口径：20A 放 熱 量：13.36kW 温水量：19.1L/min 温水温度：70℃ → 60℃ 室 温：DB 30℃ 製造会社：旭イハックス㈱ 製造年：2024年製
PH-3 (1F♀-ル室)	パネルヒーター	3台	形式：SUS製自立振止形 SR215-20-30P*36K1×2連結 外形寸法：H2150mm×L1090mm×D170mm 口径：20A 放 熱 量：15.38kW 温水量：22.0L/min 温水温度：70℃ → 60℃ 室 温：DB 30℃ 製造会社：旭イハックス㈱ 製造年：2024年製
PH-3-1 (1F♀-ル室)	パネルヒーター	1台	形式：SUS製自立振止形 SR165-20-30P*33K1×2連結 外形寸法：H1650mm×L1000mm×D170mm 口径：20A 放 熱 量：10.90kW 温水量：15.6L/min 温水温度：70℃ → 60℃ 室 温：DB 30℃ 製造会社：旭イハックス㈱ 製造年：2024年製
PH-4 (1F男子更衣室)	パネルヒーター	1台	形式：SUS製自立振止形 F63/55-11-1300K 外形寸法：H630mm×L1300mm×D - mm 口径：20A 放 熱 量：2.24kW 温水量：3.20L/min 温水温度：70℃ → 60℃ 室 温：DB 30℃ 製造会社：旭イハックス㈱ 製造年：1996年製
PH-4-1 (1F男子更衣室)	パネルヒーター	2台	形式：SUS製自立振止形 F63/55-11-1600K 外形寸法：H630mm×L1600mm×D - mm 口径：20A 放 熱 量：1.54kW 温水量：2.20L/min 温水温度：70℃ → 60℃ 室 温：DB 30℃ 製造会社：旭イハックス㈱ 製造年：1996年製
PH-5 (1F女子更衣室)	パネルヒーター	2台	形式：SUS製自立振止形 F70/55-11-2200K 外形寸法：H700mm×L2200mm×D - mm 口径：20A 放 熱 量：2.24kW 温水量：3.20L/min 温水温度：70℃ → 60℃ 室 温：DB 30℃ 製造会社：旭イハックス㈱ 製造年：1996年製

機器番号	名 称	数量	仕 様・能 力
PH-6 (1F女子更衣室)	パネルヒーター	1台	形式：SUS製自立振止形 F70/56-11-1150K 外形寸法：H700mm×L1150mm×D - mm 口径：20A 放 熱 量：1.19kW 温水量：1.70L/min 温水温度：70℃ → 60℃ 室 温：DB 30℃ 製造会社：旭イハックス㈱ 製造年：1996年製
PH-7 (1F手洗いコーナー)	パネルヒーター	1台	形式：SUS製壁掛形 L28-11-3100 外形寸法：H280mm×L3100mm×D - mm 口径：20A 放 熱 量：1.33kW 温水量：1.90L/min 温水温度：70℃ → 60℃ 室 温：DB 30℃ 製造会社：旭イハックス㈱ 製造年：1996年製
PH-8 (1F男子シャワー室)	パネルヒーター	1台	形式：SUS製自立振止形 F56/56-11-250K1 外形寸法：H560mm×L2500mm×D 58mm 口径：20A 放 熱 量：2.38kW 温水量：3.40L/min 温水温度：70℃ → 60℃ 室 温：DB 30℃ 製造会社：旭イハックス㈱ 製造年：2024年製
PH-9 (1F女子シャワー室)	パネルヒーター	1台	形式：SUS製自立振止形 F56/56-11-2900K 外形寸法：H500mm×L2900mm×D - mm 口径：20A 放 熱 量：2.66kW 温水量：3.80L/min 温水温度：70℃ → 60℃ 室 温：DB 30℃ 製造会社：旭イハックス㈱ 製造年：1996年製
PH-10 (1F女子便所)	パネルヒーター	1台	形式：SUS製自立振止形 XR185-10-30P×13K1 外形寸法：H1850mm×L400mm×D 69mm 口径：20A 放 熱 量：1.26kW 温水量：1.80L/min 温水温度：70℃ → 60℃ 室 温：DB 30℃ 製造会社：旭イハックス㈱ 製造年：2024年製
PH-10-1 (1F男子便所)	パネルヒーター	1台	形式：SUS製自立振止形 R185-10-40P-13K 外形寸法：H520mm×L1850mm×D - mm 口径：20A 放 熱 量：1.26kW 温水量：1.80L/min 温水温度：70℃ → 60℃ 室 温：DB 30℃ 製造会社：旭イハックス㈱ 製造年：1996年製
PH-11 (1F車椅子更衣室)	パネルヒーター	2台	形式：SUS製自立振止形 F42/42-11-900K 外形寸法：H420mm×L900mm×D - mm 口径：20A 放 熱 量：0.70kW 温水量：1.00L/min 温水温度：70℃ → 60℃ 室 温：DB 30℃ 製造会社：旭イハックス㈱ 製造年：1996年製
PH-11-1 (1Fシャワー室)	パネルヒーター	1台	形式：SUS製自立振止形 F42/42-11-700K 外形寸法：H420mm×L700mm×D - mm 口径：20A 放 熱 量：0.56kW 温水量：0.80L/min 温水温度：70℃ → 60℃ 室 温：DB 30℃ 製造会社：旭イハックス㈱ 製造年：1996年製
PH-12 (1F2D-7)	パネルヒーター	1台	形式：SUS製自立振止形 F42/42-22-3400K 外形寸法：H420mm×L3400mm×D126mm 口径：20A 放 熱 量：4.55kW 温水量：6.50L/min 温水温度：70℃ → 60℃ 室 温：DB 30℃ 製造会社：旭イハックス㈱ 製造年：2024年製
PH-13 (1F廊下1・3)	パネルヒーター	2台	形式：SUS製自立振止形 F42/42-11-2000K 外形寸法：H420mm×L2000mm×D - mm 口径：20A 放 熱 量：1.96kW 温水量：2.80L/min 温水温度：70℃ → 60℃ 室 温：DB 22℃ 製造会社：旭イハックス㈱ 製造年：1996年製

機器番号	名 称	数量	仕 様・能 力
PH-14 (1F廊下1)	パネルヒーター	1台	形式：SUS製壁掛形 F42/42-11-2400 外形寸法：H420mm×L2400mm×D - mm 口径：20A 放 熱 量：2.31kW 温水量：3.30L/min 温水温度：70℃ → 60℃ 室 温：DB 22℃ 製造会社：旭イハックス㈱ 製造年：1996年製
PH-15 (1F廊下3)	パネルヒーター	1台	形式：SUS製壁掛形 F42/42-11-4500 外形寸法：H420mm×L4500mm×D - mm 口径：20A 放 熱 量：4.34kW 温水量：6.20L/min 温水温度：70℃ → 60℃ 室 温：DB 22℃ 製造会社：旭イハックス㈱ 製造年：1996年製
PH-16 (1F廊下2)	パネルヒーター	1台	形式：SUS製壁掛形 F42/42-11-4000 外形寸法：H420mm×L4000mm×D - mm 口径：20A 放 熱 量：3.85kW 温水量：5.50L/min 温水温度：70℃ → 60℃ 室 温：DB 22℃ 製造会社：旭イハックス㈱ 製造年：1996年製
PH-17 (1F廊下1)	パネルヒーター	1台	形式：SUS製壁掛形 F42/42-11-5000 外形寸法：H420mm×L5000mm×D - mm 口径：20A 放 熱 量：4.83kW 温水量：6.90L/min 温水温度：70℃ → 60℃ 室 温：DB 22℃ 製造会社：旭イハックス㈱ 製造年：1996年製
PH-17-1 (1F廊下1)	パネルヒーター	1台	形式：SUS製壁掛形 F42/42-11-4000 外形寸法：H420mm×L4000mm×D - mm 口径：20A 放 熱 量：3.85kW 温水量：5.50L/min 温水温度：70℃ → 60℃ 室 温：DB 22℃ 製造会社：旭イハックス㈱ 製造年：1996年製
PH-18 (1F待合コーナー)	パネルヒーター	1台	形式：SUS製自立振止形 L14-23-5000F 外形寸法：H140mm×L5000mm×D - mm 口径：20A 放 熱 量：4.83kW 温水量：6.90L/min 温水温度：70℃ → 60℃ 室 温：DB 22℃ 製造会社：旭イハックス㈱ 製造年：1996年製
PH-19 (2Fキョーリ)	パネルヒーター	1台	形式：SUS製壁掛形 F42/42-11-120W1 外形寸法：H420mm×L1200mm×D 58mm 口径：20A 放 熱 量：1.19kW 温水量：1.70L/min 温水温度：70℃ → 60℃ 室 温：DB 22℃ 製造会社：旭イハックス㈱ 製造年：2024年製
PH-20 (2Fキョーリ)	パネルヒーター	2台	形式：SUS製壁掛形 F42/42-11-2000 外形寸法：H420mm×L2000mm×D - mm 口径：20A 放 熱 量：1.96kW 温水量：2.80L/min 温水温度：70℃ → 60℃ 室 温：DB 22℃ 製造会社：旭イハックス㈱ 製造年：1996年製
PH-21 (2Fキョーリ)	パネルヒーター	1台	形式：SUS製壁掛形 F42/42-11-4850 外形寸法：H420mm×L4850mm×D - mm 口径：20A 放 熱 量：4.83kW 温水量：6.90L/min 温水温度：70℃ → 60℃ 室 温：DB 22℃ 製造会社：旭イハックス㈱ 製造年：1996年製
EH-1 (2F男子便所)	電気パネルヒーター	1台	形式：自然対流式パル型ヒーター(SUS製壁掛形) NZS-1250 暖房能力：1.25kW 電源：1φ×200V×1.25kW 製造会社：㈱インターセントラル 製造年：2024年製
EH-2 (2F女子便所)	電気パネルヒーター	1台	形式：自然対流式パル型ヒーター(SUS製壁掛形) NZS-1250 暖房能力：1.25kW 電源：1φ×200V×1.25kW 製造会社：㈱インターセントラル 製造年：2024年製

機器番号	名 称	数量	仕 様・能 力
EH-3 (2F車椅子便所)	電気パネルヒーター	1台	形式：自然対流式パネル型ヒーター(SUS製壁掛形) NZS-1000 暖房能力：1.00kW 電源：1φ×200V×1.00kW 製造会社：(株)インターセントラル 製造年：2024年製
GH-1 (1F採暖室1)	遠赤外線暖房機	2台	型式：天井埋込型遠赤外線放射暖房機 GHES-17UP5-30H-F3TT 暖房能力：入 19.2kW, 出 14.9kW 燃料消費量：1.53m³/h ガス種別：13A 外形寸法：2980L×660W×350H 動力：φ1×100V 製造会社：日精オーバル(株) 製造年：2024年製
GH-2 (2Fトレーニング室)	遠赤外線暖房機	4台	型式：コーナー壁掛け掛型遠赤外線放射暖房機 GCB-17UP3-45R 暖房能力：入 19.2kW, 出 14.9kW 燃料消費量：1.53m³/h ガス種別：13A 外形寸法：4500L×430W×500H 動力：φ1×100V 製造会社：日精オーバル(株) 製造年：2024年製
GS-1 (1F採暖室2)	遠赤外線暖房機	2台	型式：遠赤外線ガスサウナヒーター GSV-74U-CR(女) , GSV-74U-CL(男) バーナー：入力 8.1kW GF-104D-UV ファンモーター：B0Q, 200V, 200W, 2P 外形寸法：620W×294D×1500H 動力：φ3×200V 製造会社：日精オーバル(株) 製造年：2024年製

(14) 給湯設備保守点検業務

① 業務内容

ア) 外観，運転状況確認，温度状況確認，配管状況点検，ガス漏れ有無確認，水漏れ有無確認，機器内外の清掃等の定期点検を行う

② 対象設備

機器番号	名 称	数量	仕 様・能 力
GWH-1 (1Fプール室用) ※シャワー用	ガス給湯器	1台	型式：屋外壁掛形(潜熱回収型・強制排気式) CQ-C2434WS 能力：24号 ガス消費量：45.0kW (能力最大) 電源：1φ×100V×48W+133W(凍結防止ヒータ) 製造会社：(株)ノーリツ 製造年：2024年製
EWB-1 (1F湯沸室)	電気温水器	1台	型式：壁掛型電気湯沸器(温水器)(飲用・雑用両用) EWS20CNN220C0 貯湯量：20L 電源：1φ×200V×2.0kW 製造会社：(株)イトミック 製造年：2024年製

(15) 冷水器保守点検業務

① 業務内容

ア) メーカーが推奨する下記業務等の定期点検を行う

- 清掃業務 (コンデンサー，外装 等)
- 測定業務 (電気回路絶縁抵抗値，運転電流，残留塩素 等)
- 検査業務 (水漏れ，冷水サーモスタット 等)
- 作動確認 (タイマー，電磁弁 等)
- その他 (注水水量調整，冷水タンクドレン 等)

② 対象設備

機器番号	名 称	数量	仕 様・能 力
CW-1 (2Fキ ャリー)	冷水器	1台	型式：車椅子対応タイプステンレスパネル壁掛型 形式：P8EBF（自動洗浄装置付） 冷水能力：10℃(ℓ/1h)・(30L/h) 消費電力：1φ×100V×255W 製造会社：(株) OSGコーポレーション 製造年：2024年製
CW-2 (1Fメー ル室)	冷水器	2台	型式：床置き プレッシュタイプ 形式：P16FAWHDCP（水冷式） 冷水能力：10℃(ℓ/1h)・(60L/h) 消費電力：1φ×100V×275W 製造会社：(株) OSGコーポレーション 製造年：2024年製

(16) 受水槽等清掃保守点検業務

① 業務内容

ア) 水道法第34条の2に基づく受水槽等内の水洗い清掃を行う

イ) 槽内外の亀裂等の有無の確認，付属部品（ボールタップ，定水位弁，電極棒等）損傷の有無確認，配管状況，薬注装置点検の定期点検を行う

② 対象設備

機器番号	名 称	数量	仕 様・能 力
TW-1 (屋外)	受水槽	1槽	型 式：ステンレス製サンドイッチパネルタンク 呼 称：22,500(L) 有 効：19,500(L) 耐 震：2/3 G 寸 法：3,000W×(1,500+1000)D×3,000H (中仕切入板付) 付属品：マンホール 600φ(錠付)×2 製造会社：仙都工業(株) 製造年：1996年製

(17) 簡易専用水道検査業務

① 業務内容

ア) 水道法第34条の2第2項に基づく指定検査機関が実施する簡易専用水道検査の受検及びその立会を行う

② 対象設備

3 (16) ②に同じ

(18) 貯水槽等清掃保守点検業務

① 業務内容

ア) 外観，水漏れ有無，内部水洗い清掃等の定期点検を行う

イ) 水洗い清掃時に発生した汚泥等は，産業廃棄物として処理すること

ウ) 下記「第二種圧力容器」対象機器については，労働安全衛生法第45条（ボイラー及び圧力容器安全規則第88条）に基づく定期自主検査を行うこと

② 対象設備

機器番号	名 称	数量	仕 様・能 力
ST-1 (1F機械室)	貯 湯 槽	1槽	型 式：円筒立形 ステンレス製(SUS444) 貯湯量：3,000L 耐 震：1.0G 外形寸法：φ1,400×1,700H 製造会社：森松工業(株) 製造年：2024年製
TE-1 (1F機械室)	膨張水槽 (暖房用) ※第二種圧力容器 対象	1槽	型 式：密閉型 AFX-200NX 内容積：0.22m ³ 最高使用圧力：0.800MPa 製造会社：ホーコス(株) 製造年：2024年製

機器番号	名 称	数量	仕 様・能 力
TE-2 (1F機械室)	膨張水槽 (プール加温用) ※第二種圧力容器 対象	1槽	型 式：密閉型 AFX-200NX 内容積：0.22m ³ 最高使用圧力：0.800MPa 製造会社：ホーコス㈱ 製造年：2024年製
TE-3 (1F機械室)	膨張水槽 (貯湯槽系統) ※第二種圧力容器 対象	1槽	型 式：密閉型 AFU-300NX 内容積：0.30m ³ 最高使用圧力：0.800MPa 製造会社：ホーコス㈱ 製造年：2024年製
TE-4 (1F機械室)	膨張水槽 (直接給湯系統) ※第二種圧力容器 対象	1槽	型 式：密閉型 AFU-60NX 内容積：0.06m ³ 最高使用圧力：0.800MPa 製造会社：ホーコス㈱ 製造年：2024年製

(19) 通信・情報設備保守点検業務

① 業務内容

ア) 各設備メーカー等が推奨する点検内容(取扱説明書など)に基づき定期点検を行う

② 対象設備

設 備	仕 様	数量
誘導支援装置 (インターホン設備)	相互式インターホン 6局(※複合防災盤組込) (親機・子機) 相互式インターホン電源アダプタ 他	1式
誘導支援装置 (トイレ呼出設備)	3窓呼出表示器(※複合防災盤組込), 廊下表示灯, 復旧ボタン トイレ呼出用押ボタン(引きひも付き), トイレ呼出ボタン 採暖室警報表示盤(※監視室設置), 採暖室非常用押ボタン 他	1式
音響装置	卓上型デジタルアンプ(120W・5局+一斉), 増設用アンプ(60W) ワイヤレス受信機(4ch), CD/SD/USBプレーヤー, 接続盤 壁掛型スピーカー(密閉型), ワイヤレスマイク(タイピン型) マイクジャック, ワイヤレスマイク(ハンド型) 他	1式
拡声装置	(非常放送用アンプ) 1F事務室 ・デジタルアンプ(240W) WU-PD122 パナソニック㈱ ・非常操作ユニット(20局+一斉・音声警報音内蔵) WK-ER500A パナソニック㈱ ・ミキサーユニット WU-MU160 パナソニック㈱ ・CD/SD/USBプレーヤー CD-400U ティアック㈱ ・非常電源ユニット WP-570B パナソニック㈱ 蓄電池 WU-EB700 パナソニック㈱ ・電源制御ユニット WU-L62 パナソニック㈱ ・入出力制御ユニット WU-ER550 パナソニック㈱ ・出力制御ユニット(20回線) WU-ER552 パナソニック㈱ 天井埋込スピーカー, 壁掛スピーカー, カットリレー 天井埋込型スピーカー(ATT付), 壁掛スピーカー(ATT付) 天井埋込スピーカー(防滴型), ホーン型スピーカー 耐熱天井埋込型ホーンスピーカー, アッテネーター(1W) 他	1式
電気時計	1回線壁掛型水晶式親時計(※複合防災盤組込) φ700 壁掛型子時計, φ310 壁掛子時計 子時計調整器, ジャックプレート(防滴型) 他	1式
監視カメラ (ITV架) (1F 監視員室)	監視カメラ 2台 ・屋外ドーム型カメラ(耐重塩害) ・1F: プール室(東壁面・北側) 1台, プール室(東壁面・南側) 1台 18.5型ワイド液晶モニター, ネットワークディスクレコーダー(1TB), 電源制御ユニット 他	1式

設 備	仕 様	数量
監視カメラ (ビデオ受信機(複合防災盤組込) (1F 事務室))	監視カメラ 3台 ・屋外ワゴン型一体型カメラ ・1F:玄関ホール 1台, 下足コーナー 1台 2F:トレーニング室 1台 18.5型ワイド液晶モニター, ネットワークディスクレコーダー(1TB), 電源制御ユニット 他	1式

(20) ポンプ設備保守点検業務

① 業務内容

ア) 総合点検, (状況により分解) 整備, 注油, 清掃等の定期点検を行う

② 対象設備

機器番号	名 称	数量	仕 様・能 力
HP-1 (1F機械室)	温水循環ポンプ (暖房用)	2台	型式: 渦巻ポンプ GEL1005M4ME7.5 口 径: 100mm×80mm 吐出量: 900L/min 全揚程: 21.0m 電動機出力: 7.5kW 電源: 3φ×200V 製造会社: (株)川本製作所 製造年: 2024年製
HP-2 (1F機械室)	温水循環ポンプ (プール加温用)	2台	型式: 渦巻ポンプ GEL1005M4ME7.5 口 径: 100mm×80mm 吐出量: 1500L/min 全揚程: 17.0m 電動機出力: 7.5kW 電源: 3φ×200V 製造会社: (株)川本製作所 製造年: 2024年製
PHW-1 (1F機械室)	給湯ポンプ (一次側)	2台	型式: ラインポンプ PSS2-405-0.4T 口 径: 40mm 吐出量: 180L/min 全揚程: 8.0m 電動機出力: 0.4kW 電源: 3φ×200V 製造会社: (株)川本製作所 製造年: 2024年製
PWH-2 (1F機械室)	給湯ポンプ (二次側)	2台	型式: ラインポンプ PSS2-205-0.15T 口 径: 20mm 吐出量: 40L/min 全揚程: 8.0m 電動機出力: 0.15kW 電源: 3φ×200V 製造会社: (株)川本製作所 製造年: 2024年製
PWH-3 (1F機械室)	給湯ポンプ (直接給湯系統)	2台	型式: ラインポンプ PSS2-405-0.4T 口 径: 25mm 吐出量: 46L/min 全揚程: 8.0m 電動機出力: 0.25kW 電源: 3φ×200V 製造会社: (株)川本製作所 製造年: 2024年製
PWU-1 (1F機械室)	給水ポンプユニット	1台	型式: 給水ポンプユニット KFE50P2.2 推定末端圧力一定インバーター制御(交互並列運転) 緊急遮断弁回路付/ヒーター付 口 径: 50mm×65mm 吐出量: 600L/min 全揚程: 21.5m 電動機出力: 2.2kW×2 電源: 3φ×200V 製造会社: (株)川本製作所 製造年: 2024年製
PD-1 (1F機械室)	排水ポンプ	2台	型式: 雑排水用水中形 WUE505/655-1.5 口 径: 65mm 吐出量: 270L/min 全揚程: 8.0m 電動機出力: 1.5kW 電源: 3φ×200V 製造会社: (株)川本製作所 製造年: 2024年製
— (1Fトレーニング室ビロート)	雑用水水中ポンプ	2台	型式: 雑排水用水中形 WUP4-325-0.15SL 口 径: 32mm 吐出量: 0.02m³/min 全揚程: 7.0m 電動機出力: 0.15kW 電源: 1φ×100V 製造会社: (株)川本製作所 製造年: 2024年製

(21) 消防設備保守点検業務

① 業務内容

- ア) 消防法第17条の3の3に基づく「機器点検」及び「総合点検」を行う
イ) 点検方法等については、関連法令等に倣い行うこと
ウ) 消火器の計画更新

② 対象設備

設 備	主要機器等	仕 様・能 力	数量
自動火災報知設備	複合防災盤	【受信機】 壁掛型(GP型1級) 自火報：15/20回線 防排煙：8/10回線 ガス漏：2/5回線 ガス漏れ検知器電源組込 品 番：NBC918AEA35 寸 法：H1150×W550×D180 製造者：日本ドライケミカル(株) 製造年：2024年製	1式
	総合盤	埋込型、発信機(P型1級・表示灯組込) ステンレス製露出型、発信機(P型1級 防滴型・表示灯組込)	
	発信機	P型1級、P型1級 防滴型	
	表示灯	AC24V 2W, AC24V 2W 防滴型	
	感知器	作動式スポット型：2種 定温式スポット型：1種 防水型、1種 防水型 高温対応 煙 式：2種 光電式、2種 光電式 点検口付、2信号式 定温式スポット型：防火戸連動用 1種 防水型 煙 式：防火戸連動用 3種	
	その他	自動閉鎖装置：防火戸用 ラッチ式、防火シャッター用 電子ブザー：DC24V	
誘導設備	誘導灯 誘導標識	LED避難口誘導灯 BL級 片面型、階段通路誘導灯 LED避難口誘導灯 BL級 片面型 防湿・防滴形 他	1式
消火設備	消火器	型式：粉末消火器 ABC型 10型	1式
ガス漏れ警報設備	ガス漏れ警報器	検知器：DC24V 都市ガス用、中継器：5個用 他	1式

4 プール設備保守点検業務

(1) 目 的

- ① 施設の円滑な運営確保
② 設備の機能低下防止

(2) ろ過装置他保守点検業務

① 業務内容

ア) ろ過タンク漏れ点検、ろ過ポンプ運転状況、ろ過流量、自動弁動作、ろ材況、タイマー、逆洗水量の点検、消耗部材交換を行う

② 対象設備

機器番号	名 称	数量	仕 様・能 力
RS-1 (1F機械室)	プールろ過器 (25m ² プール系統)	1基	型 式：全自動砂ろ過機 SRP-1800-HM ろ過能力：120m ³ /hr ろ過面積：2.54m ² /H ろ過タンク：SS400 ろ材：セラミック 外形寸法：φ1800×胴長1200 付属品：電動バクタライ弁、エアキャッチャー、制御盤 他 製造会社：(株)三進ろ過工業 製造年：2024年製
RS-2 (1F機械室)	プールろ過器 (幼児用プール系統)	1基	型 式：全自動砂ろ過機 SRP-1200-M ろ過能力：40m ³ /hr ろ過面積：1.18m ² /H ろ過タンク：SS400 ろ材：セラミック 外形寸法：φ1200×胴長1220 付属品：自動5方向切替弁、エアキャッチャー、制御盤 他 製造会社：(株)三進ろ過工業 製造年：2024年製

機器番号	名 称	数量	仕 様・能 力
RS-3 (1F機械室)	プールろ過器 (小プール系統)	1基	型 式：自動式FRP製砂ろ過機 SA-01060-M ろ過能力：15m ³ /hr ろ過タンク：FRP 外形寸法：φ650×H1250 ろ材：セラミック 付属品：自動5方向切替弁，ハアキャッチャー，制御盤 他 製造会社：(株)三進ろ過工業 製造年：2024年製
RSP-1 (1F機械室)	ろ過ポンプ (25m ³ プール)	2台	型 式：立形渦巻ポンプ FV1005C15 口 径：100mmφ×100mmφ 吐出量：2,000L/min 全揚程：25.0m 電動機：15.0kW 電源：3φ×200V 製造会社：(株)川本製作所 製造年：2024年製
RSP-2 (1F機械室)	ろ過ポンプ (幼児用プール)	2台	型 式：床置渦巻ポンプ GEJ805M2ME5.5 口 径：80mmφ×65mmφ 吐出量：670L/min 全揚程：25.0m 電動機：5.5kW 電源：3φ×200V 製造会社：(株)川本製作所 製造年：2024年製
RSP-3 (1F機械室)	ろ過ポンプ (小プール)	2台	型 式：床置渦巻ポンプ GEJ505M2ME2.2 口 径：50mmφ×40mmφ 吐出量：250L/min 全揚程：25.0m 電動機：2.2kW 電源：3φ×200V 製造会社：(株)川本製作所 製造年：2024年製
SHE-1 (1F機械室)	熱交換器 (25m ³ プール)	1台	型 式：床置プレート式熱交換器 LX-125A-TNP-47 交換熱量：590kW 伝熱面積：9.00m ² 製造会社：(株)日阪製作所 製造年：2024年製
SHE-2 (1F機械室)	熱交換器 (幼児用プール)	1台	型 式：床置プレート式熱交換器 LX-125A-TNJ-15 交換熱量：280kW 伝熱面積：2.60m ² 製造会社：(株)日阪製作所 製造年：2024年製
SHE-3 (1F機械室)	熱交換器 (小プール)	1台	型 式：床置プレート式熱交換器 LX-125A-TNP-9 交換熱量：131kW 伝熱面積：1.40m ² 製造会社：(株)日阪製作所 製造年：2024年製

③ 留意事項 ろ材の次回交換について

今回，大規模改修にて機器が更新されたため，ろ材は，令和7年（2025年）1月末時点では「新品」である

よって，次回の交換時期は，10年後の令和17年（2035年）1月頃を予定している

ただし，点検でろ材の摩耗が大きく，ろ過流量等に低下がみられるようであれば，別途協議の上，ろ材交換の実施を行うものとする

(3) 薬注装置保守点検業務

① 業務内容

ア) 機器総合点検，電解液確認，ポンプ整備，消耗部材交換，計器類の校正の定期点検を行う

② 対象設備

機器番号	名 称	数量	仕 様・能 力
MT-1 (1F機械室)	塩素注入装置	1基 (1ユニット)	型式：残留塩素濃度自動制御方式 AQM-3100B1ユニット (薬液定量注入ポンプ) ・25m ³ プール用：60ml/min×2台 型式：NRX60-JCF-M-X11 ・幼児/小プール用：30ml/min×2台 型式：NRX30-JCF-M-X11 (ケミカルタンク)・型式：NTA120 PE製 120L×各1基(計3基) (制御盤)・寸法：W800×H1200×D300 残留塩素記録計内蔵 他 残留塩素濃度計：AQM3100B，インライン型 各1台(計3台) 電 源：1φ×200V 平均消費電力：18.0W 製造会社：日機装エィコー(株) 製造年：2024年製

機器番号	名 称	数量	仕 様・能 力
MT-2 (1F機械室)	凝集剤注入装置	3台	型式：NRX15-PCF-M-X10 (薬液定量注入ポンプ)×各1台(25m, 幼児, 小プール) ・最大吐出量：15ml/min 最大吐出圧力：1.0MPa ・電源：1φ×200V 平均消費電力：6.0W (ケミカルタンク)・型式：NTA120 PE製 120L×各1基(計3台) 製造会社：日機装エイコー(株) 製造年：2024年製

(4) バランシングタンク清掃保守点検業務

① 業務内容

ア) 槽内壁面・底面に対し、高圧水・ブラシ洗浄及びバキューム等による沈殿物等の除去、薬品消毒を行う

イ) 上記に伴う汚泥運搬処理を関係法令等に基づき適切に処分のこと

② 対象設備

機器番号	名 称	数量	仕 様・能 力
CWT-1 (1F機械室下部)	クッションタンク (25m ² プール・幼児用プール)	1槽	構造：FRP製二層式複合板(ヒソタノク GSF型) タンク容量：42.0m ³ 水平震度：KH=1.0 寸 法：4,000W×(2,500+1,000)D×3,000H(中仕切入板付) 付属品：マンホール 600φ(内ふた付)×2 他 製造会社：三菱ケミカルインフラテック(株) 製造年：2024年製

5 その他設備管理

(1) トレーニング室機器等保守点検業務

① 業務内容

ア) 各部点検、損傷有無確認、動作確認、整備調整、オイル注入、清掃等の定期点検を行う

イ) 各トレーニング機器関係者の推奨点検方法等に従って安全に利用できるよう保守する

(関係者の例) ・自社購入した機器の場合 : 機器や器具メーカー

・リース(賃借契約)機器の場合：リース会社 など

② 対象設備

機器番号	名 称	数量	仕 様・能 力
— (2Fトレーニング室)	各種 トレーニング機器	1式	※ 指定管理者が設置した機器類全て

6 設備共通(日常点検業務)

(1) 目 的

① 施設の円滑な運営確保

② 設備の機能低下防止

③ 法令等基準の適合確保

(2) A E D (除細動器) 保守点検業務

① 業務内容

ア) A E Dについて日常点検を行う

○ 電源を入れて機器が正常に作動するかを示すインジケータの確認

○ バッテリー残量(ランプ等)確認

○ 消耗品(電極パット, バッテリー)交換時期管理

○ 外観確認, 付属品有無確認

② 対象機器

機器番号	名 称	数量	仕 様・能 力
— (1F玄関ホール)	A E D (自動体外式除細動器)	1台	電池パック又はバッテリー, キャリーバック 除細動パッド(3セット) 内訳：成人用 2, 小児用 1 ※以上, リース品(5年契約) ※収納ケース・スタンドセット 別

(3) 日常巡回設備点検業務

① 業務内容

ア) 設備全般について日常巡回設備点検を行う

- 巡回による日常点検の実施
- 計器類のデータ測定, 記録
- 外観や, 水漏れ, 異音発生等の有無確認
- 運転状況異常の有無
- 必要に応じて注油, ベルト等調整, フィルター等清掃
- 薬剤等の補充
- その他

② 対象設備

ア) 上記「3 設備保守点検業務」の対象設備, その他施設設備 全て

7 植栽管理業務

(1) 目的

- ① 敷地内樹木の健全な成長促進
- ② 敷地内樹木の樹姿・樹形を整え, 施設の美観を維持

(2) 植栽等維持管理業務・除草作業業務

① 業務内容

- ア) 敷地内樹木の剪定, 消毒, 肥料施肥, 灌水, 防虫等を定期的に行う
イ) 敷地内雑草の除草を刈払機等により定期的に行う

② 対象箇所

対象箇所	範囲・面積
建物・駐車場 周辺	約 540 m ²

8 その他業務

(1) 除雪業務

① 目的

ア) 降雪時における利用者の歩行及び車両通行の安全を確保するため

② 業務内容・業務範囲

- ア) 降雪時には敷地内等の除雪を行う
イ) 積雪量が10cm以上となった場合は, 駐車場等敷地内の他, 歩行者通路, 車両進入路, 公道歩道部等の除雪を行う

別紙２－５「配置する人数に関する要件詳細」（中田温水プール）

配置する人数の最低基準を次のとおりとする。

○ 施設の運営に関する業務

Ⅰ 保守点検日以外の日

（１）施設の運営に関する業務（供用中安全管理・監視業務を除く。）

８：３０～２０：３０ ２人

（２）プール監視員

１０：００～２０：００ ２人

なお、別紙２－５－１「中田温水プール利用者数（令和７年度）」を参考に、必要に応じて増員すること。

Ⅱ 保守点検日

８：３０～１７：００ １人

別紙2-5-1「中田温水プール利用者数」(令和7年度)

月	日	曜日	10時 ～	11時 ～	12時 ～	13時 ～	14時 ～	15時 ～	16時 ～	17時 ～	18時 ～	19時 ～	20時 ～	全日
4	1	火	57	4	15	0	10	1	24	24	3	3	0	141
	2	水	22	4	15	2	10	9	35	32	5	8	1	143
	3	木	25	5	8	9	5	4	25	28	5	10	0	124
	4	金	34	3	8	8	15	4	37	45	8	8	1	171
	5	土	25	5	4	11	13	5	0	16	28	2	0	109
	6	日	54	13	13	4	10	18	5	18	11	3	0	149
	7	月	54	7	8	15	5	3	19	16	6	8	2	143
	8	火	33	11	3	14	9	3	28	23	3	7	1	135
	9	水	20	3	5	3	6	7	42	36	15	7	1	145
	10	木	19	2	5	7	4	5	17	28	5	6	1	99
	11	金	34	2	3	3	3	4	42	46	11	8	1	157
	12	土	26	4	13	15	10	11	5	15	8	6	0	113
	13	日	31	19	13	5	10	12	18	22	5	1	0	136
	14	月	19	5	9	10	9	3	15	20	6	7	2	105
	15	火	42	7	3	8	3	1	31	15	15	8	0	133
	16	水	21	0	8	4	3	43	30	16	10	0	0	135
	17	木	21	7	0	9	15	0	17	27	15	3	1	115
	18	金	33	2	3	5	6	3	38	50	10	13	2	165
	19	土	15	9	12	5	20	10	6	18	6	4	0	105
	20	日	31	3	3	3	22	17	10	13	8	0	0	110
	21	月	27	3	10	9	11	4	26	17	4	21	0	132
	22	火	38	14	2	0	11	4	25	19	5	11	3	132
	23	水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	24	木	27	11	5	6	7	9	18	34	1	5	0	123
	25	金	33	6	9	1	6	2	44	54	6	12	0	173
	26	土	16	2	6	7	16	8	5	17	7	1		85
	27	日	29	10	5	3	6	4	7	34	4	1	0	103
	28	月	32	13	5	13	9	0	14	13	15	13	0	127
	29	火	50	10	7	26	23	16	9	23	11	10	0	185
	30	水	10	8	3	5	9	10	6	19	3	5	0	78
	4月計		878	192	203	210	286	220	598	738	239	191	16	3,771
5	1	木	21	3	8	2	2	2	35	32	9	7	1	122
	2	金	42	6	5	3	8	6	37	46	4	8	0	165
	3	土	32	8	4	5	18	12	2	14	13	2	0	110
	4	日	31	7	8	17	4	5	10	27	6	0	0	115
	5	月	36	4	15	22	3	1	11	17	7	7	0	123
	6	火	57	37	8	18	42	2	1	26	21	1	0	213
	7	水	27	5	3	7	4	6	44	51	5	19	2	173
	8	木	19	6	3	0	18	7	26	41	6	7	4	137
	9	金	38	3	7	3	4	5	38	50	13	10	5	176
	10	土	36	16	7	21	26	6	15	19	11	1	0	158
	11	日	23	18	10	6	26	12	9	20	3	0	0	127
	12	月	26	0	9	10	6	5	25	15	14	8	0	118
	13	火	32	8	6	3	5	4	40	26	6	4	0	134
	14	水	19	1	22	3	1	1	46	46	16	9	2	166
	15	木	18	1	9	6	6	6	24	39	7	6	1	123
	16	金	14	5	4	9	8	0	47	62	9	6	0	164
	17	土	30	14	7	17	19	22	9	20	5	1	0	144
	18	日	43	20	13	22	25	18	13	20	18	0	0	192
	19	月	36	6	5	12	5	8	23	21	3	21	1	141
	20	火	35	4	7	7	5	9	24	27	10	8	0	136
	21	水	22	16	10	12	10	15	50	49	7	8	1	200
	22	木	27	4	7	9	4	11	25	30	10	4	0	131
	23	金	37	6	10	8	7	1	44	51	11	18	0	193
	24	土	32	10	10	19	18	18	9	29	10	3	0	158
	25	日	55	10	20	26	17	4	18	25	12	0	0	187
	26	月	52	9	20	17	8	6	17	22	9	17	0	177
	27	火	46	4	13	13	1	5	36	24	9	16	0	167
	28	水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	29	木	27	7	8	15	8	5	5	9	21	15	0	120
	30	金	18	5	8	3	10	5	4	20	16	10	0	99
	31	土	51	13	15	9	9	23	8	14	5	3	0	150
	5月計		982	256	281	324	327	230	695	892	296	219	17	4,519

別紙2-5-1「中田温水プール利用者数」(令和7年度)

月	日	曜日	10時 ～	11時 ～	12時 ～	13時 ～	14時 ～	15時 ～	16時 ～	17時 ～	18時 ～	19時 ～	20時 ～	全日
6	1	日	53	8	14	22	32	11	13	26	5	2	0	186
	2	月	39	8	12	16	9	6	34	24	7	22	1	178
	3	火	39	7	5	10	6	1	30	20	8	17	1	144
	4	水	22	10	8	9	16	4	46	53	7	17	0	192
	5	木	39	4	5	12	9	6	27	43	15	14	3	177
	6	金	42	9	10	7	11	8	52	50	13	19	10	231
	7	土	45	17	13	15	3	12	38	22	7	4	0	176
	8	日	67	14	12	34	34	33	14	26	10	0	0	244
	9	月	50	10	17	4	14	10	24	28	10	13	0	180
	10	火	37	7	13	6	9	9	33	32	7	17	0	170
	11	水	21	11	7	16	20	2	52	39	5	2	1	176
	12	木	38	11	6	7	12	4	38	43	17	8	0	184
	13	金	38	5	6	10	5	5	41	55	8	7	4	184
	14	土	31	14	13	29	29	17	15	13	9	0	0	170
	15	日	69	37	14	55	14	19	12	48	8	1	0	277
	16	月	36	11	20	18	12	6	28	20	24	13	0	188
	17	火	39	6	9	16	28	10	45	24	8	18	0	203
	18	水	35	17	3	16	18	18	53	59	23	5	2	249
	19	木	51	17	7	18	14	12	36	37	25	20	1	238
	20	金	44	12	10	8	12	10	48	56	30	14	3	247
	21	土	70	20	19	26	49	23	17	19	23	0	0	266
	22	日	94	37	52	38	58	39	35	32	7	0	0	392
	23	月	67	16	22	21	12	13	22	19	21	9	0	222
	24	火	37	10	13	11	14	9	34	25	10	19	1	183
	25	水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	26	木	26	7	11	6	17	3	3	21	34	2	1	131
	27	金	49	11	12	14	12	0	46	57	2	17	1	221
	28	土	83	36	28	52	41	22	44	20	14	2	0	342
	29	日	174	43	30	30	57	12	45	36	5	0	0	432
	30	月	32	12	8	12	16	26	19	21	19	25	0	190
6月計			1,467	427	399	538	583	350	944	968	381	287	29	6,373
7	1	火	40	14	8	8	5	7	42	32	7	10	0	173
	2	水	31	9	9	11	10	8	51	60	25	7	0	221
	3	木	35	6	11	10	12	17	44	41	18	16	1	211
	4	金	39	7	12	15	24	2	54	48	20	24	0	245
	5	土	76	58	19	46	41	67	13	32	23	3	0	378
	6	日	145	61	42	48	39	29	59	43	0	0	0	466
	7	月	42	13	15	15	14	17	28	24	15	19	0	202
	8	火	30	11	6	15	7	15	41	27	17	4	0	173
	9	水	31	6	15	5	4	11	69	55	13	13	0	222
	10	木	40	13	3	15	13	18	24	42	6	20	0	194
	11	金	32	11	6	11	9	17	54	53	30	20	2	245
	12	土	72	9	15	17	47	43	21	40	11	0	0	275
	13	日	92	19	47	50	41	37	20	15	17	5	0	343
	14	月	38	15	10	14	26	0	34	25	22	13	0	197
	15	火	38	11	7	11	7	15	37	25	23	9	12	195
	16	水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	17	木	52	8	7	6	18	8	52	55	25	17	3	251
	18	金	41	11	10	48	26	18	42	49	32	9	6	292
	19	土	95	42	11	37	46	24	31	29	14	5	0	334
	20	日	76	34	26	35	52	70	25	27	32	2	0	379
	21	月	176	34	24	78	58	41	56	31	21	4	2	525
	22	火	121	25	12	73	14	34	44	27	19	18	3	390
	23	水	100	15	53	12	18	35	59	61	35	18	1	407
	24	木	71	18	17	62	36	28	43	57	33	9	2	376
	25	金	89	28	23	51	29	16	55	57	20	23	0	391
	26	土	94	20	26	59	35	13	28	40	17	1	0	333
	27	日	116	22	40	47	61	17	23	50	7	6	0	389
	28	月	116	24	56	37	20	20	24	25	29	8	5	364
	29	火	129	14	15	25	52	15	24	27	29	13	1	344
	30	水	101	23	11	42	26	30	17	13	19	7	3	292
	31	木	72	21	29	41	46	17	9	17	31	3	0	286
7月計			2,230	602	585	944	836	689	1,123	1,127	610	306	41	9,093

別紙2-5-1「中田温水プール利用者数」(令和7年度)

月	日	曜日	10時 ～	11時 ～	12時 ～	13時 ～	14時 ～	15時 ～	16時 ～	17時 ～	18時 ～	19時 ～	20時 ～	全日
8	1	金	72	10	14	33	30	10	51	53	31	15	1	320
	2	土	75	36	11	23	33	15	14	25	20	6	0	258
	3	日	129	21	30	56	44	42	40	27	23	0	0	412
	4	月	100	21	15	24	32	6	48	29	19	15	3	312
	5	火	85	18	13	39	3	9	43	44	22	11	1	288
	6	水	98	27	18	19	37	10	56	45	23	10	9	352
	7	木	109	9	17	20	16	14	45	63	19	22	1	335
	8	金	145	18	18	29	27	12	52	49	13	11	8	382
	9	土	52	34	19	21	29	24	16	25	17	3	0	240
	10	日	89	14	31	39	29	30	24	32	15	2	0	305
	11	月	68	32	31	44	16	31	38	37	19	9	0	325
	12	火	88	9	12	47	25	21	35	36	29	0	0	302
	13	水	71	24	21	44	13	32	44	41	23	8	2	323
	14	木	74	16	18	35	19	38	27	50	8	18	1	304
	15	金	102	15	13	36	28	11	53	52	8	14	0	332
	16	土	98	19	27	19	30	34	27	29	11	2	0	296
	17	日	87	39	31	35	60	48	20	43	8	2	0	373
	18	月	88	22	32	57	28	11	78	29	14	9	1	369
	19	火	97	23	19	35	17	11	49	51	6	31	3	342
	20	水	109	14	6	38	13	7	50	51	46	13	6	353
	21	木	103	6	12	36	19	8	41	48	25	15	0	313
	22	金	61	15	14	39	14	19	41	55	19	13	0	290
	23	土	54	25	11	24	35	33	21	44	11	2	0	260
	24	日	56	38	48	23	54	36	14	21	21	0	0	311
	25	月	32	10	7	20	15	2	19	25	22	9	0	161
	26	火	53	14	9	13	10	20	46	32	12	22	0	231
	27	水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	28	木	51	8	14	5	8	12	43	47	33	10	0	231
	29	金	23	13	9	14	13	10	7	20	21	17	2	149
	30	土	87	36	23	19	39	37	21	37	6	0	0	305
	31	日	90	42	6	33	35	18	11	16	13	1	0	265
8月計			2,446	628	549	919	771	611	1,074	1,156	557	290	38	9,039
9	1	月	42	9	8	13	14	11	33	27	16	10	5	188
	2	火	53	8	18	7	29	2	54	33	4	21	3	232
	3	水	19	6	17	7	13	17	58	50	15	15	1	218
	4	木	35	2	17	11	15	6	37	43	7	10	7	190
	5	金	28	7	4	16	10	13	51	53	17	12	3	214
	6	土	65	18	25	30	33	20	30	24	27	1	0	273
	7	日	85	41	22	39	63	22	16	36	12	1	0	337
	8	月	39	2	18	9	10	7	26	30	10	24	0	175
	9	火	35	11	9	19	7	4	39	31	18	23	1	197
	10	水	24	7	11	8	15	11	51	52	17	12	2	210
	11	木	27	12	7	5	7	13	31	42	16	21	7	188
	12	金	41	5	7	12	15	12	48	60	17	15	4	236
	13	土	51	11	12	15	39	22	7	29	9	3	0	198
	14	日	76	22	16	36	64	16	13	30	15	3	0	291
	15	月	55	41	21	14	22	32	35	22	20	3	0	265
	16	火	49	11	10	15	8	21	39	32	22	9	0	216
	17	水	23	8	6	17	16	20	55	55	30	2	0	232
	18	木	26	13	12	15	8	27	38	58	7	15	3	222
	19	金	40	12	12	9	5	11	60	51	19	9	1	229
	20	土	26	5	21	15	25	20	12	29	9	2	0	164
	21	日	54	19	14	23	28	23	10	24	18	0	0	213
	22	月	46	13	9	13	14	14	18	19	21	12	1	180
	23	火	87	14	14	30	25	36	42	34	9	9	1	301
	24	水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	25	木	33	20	6	6	10	9	40	45	7	22	1	199
	26	金	25	7	9	10	19	9	46	56	23	15	1	220
	27	土	49	17	6	24	21	21	19	20	14	2	0	193
	28	日	37	25	21	12	26	12	9	25	12	7	0	186
	29	月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	30	火	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9月計			1,170	366	352	430	561	431	917	1,010	411	278	41	5,967

別紙2-5-1「中田温水プール利用者数」(令和7年度)

月	日	曜日	10時 ～	11時 ～	12時 ～	13時 ～	14時 ～	15時 ～	16時 ～	17時 ～	18時 ～	19時 ～	20時 ～	全日
10	1	水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2	木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3	金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4	土	55	18	29	10	13	26	12	23	8	6	0	200
	5	日	43	34	23	13	18	20	15	22	19	0	0	207
	6	月	49	9	13	14	11	7	36	30	9	12	0	190
	7	火	29	14	9	7	6	4	37	38	4	13	1	162
	8	水	29	8	7	10	3	7	62	55	13	11	1	206
	9	木	32	10	10	5	12	13	33	51	16	10	1	193
	10	金	26	7	8	15	13	5	47	54	14	6	8	203
	11	土	43	9	4	9	26	17	5	19	13	5	0	150
	12	日	51	7	9	14	20	19	16	24	13	2	0	175
	13	月	81	34	15	31	31	30	27	7	21	6	0	283
	14	火	51	13	17	17	6	32	16	25	12	3	0	192
	15	水	40	21	8	10	8	8	57	38	21	12	2	225
	16	木	37	7	5	7	6	6	41	42	20	9	0	180
	17	金	30	11	11	9	4	7	46	60	24	10	0	212
	18	土	27	13	10	7	11	28	8	17	21	0	0	142
	19	日	33	7	15	12	9	3	17	24	10	1	0	131
	20	月	38	6	12	11	9	4	27	22	14	13	2	158
	21	火	32	11	11	12	8	7	37	31	12	14	3	178
	22	水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	23	木	32	9	18	4	5	11	30	46	6	12	2	175
	24	金	36	4	12	10	9	4	63	58	14	6	8	224
	25	土	17	10	7	13	20	12	3	20	11	3	0	116
	26	日	38	7	12	15	21	12	13	21	17	1	0	157
	27	月	35	14	16	9	5	6	22	23	12	8	0	150
	28	火	37	12	13	18	4	0	37	23	11	10	2	167
	29	水	28	9	7	9	2	4	54	48	22	10	1	194
	30	木	36	8	6	8	7	4	28	36	16	3	2	154
	31	金	24	10	9	11	6	6	42	51	11	4	1	175
10月計			1,009	322	316	310	293	302	831	908	384	190	34	4,899
11	1	土	36	5	17	17	5	10	5	23	8	1	0	127
	2	日	36	6	14	4	18	9	10	21	15	1	0	134
	3	月	49	8	6	13	14	17	35	21	14	3	1	181
	4	火	39	7	19	10	4	10	33	26	7	12	4	171
	5	水	26	6	7	10	4	12	44	41	11	6	2	169
	6	木	59	4	10	7	1	1	28	38	17	10	1	176
	7	金	38	2	15	9	9	4	35	53	7	17	0	189
	8	土	27	22	1	9	8	5	11	27	17	3	0	130
	9	日	18	15	21	12	8	10	10	26	6	0	0	126
	10	月	44	19	16	10	7	9	21	15	10	11	0	162
	11	火	25	10	6	12	7	8	34	20	9	12	0	143
	12	水	30	9	14	2	5	5	57	34	20	24	0	200
	13	木	37	8	14	7	4	11	28	41	14	9	0	173
	14	金	25	7	7	10	8	1	51	56	13	11	3	192
	15	土	26	13	10	8	14	15	7	14	11	4	0	122
	16	日	30	8	26	16	24	14	8	21	8	2	0	157
	17	月	44	12	10	8	9	5	31	23	6	15	1	164
	18	火	31	4	8	8	6	5	34	24	12	4	3	139
	19	水	22	11	8	13	4	3	47	44	11	4	2	169
	20	木	39	9	8	5	4	4	25	44	9	4	0	151
	21	金	33	6	2	9	20	6	47	52	11	9	1	196
	22	土	28	3	12	5	18	11	6	14	11	0	0	108
	23	日	33	13	8	15	19	7	6	24	12	0	0	137
	24	月	30	17	8	10	21	9	23	30	10	7	0	165
	25	火	38	10	17	13	13	2	31	29	12	3	1	169
	26	水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	27	木	40	13	10	7	7	3	29	40	14	11	2	176
	28	金	25	4	7	6	7	4	41	53	7	10	2	166
	29	土	53	4	14	13	24	10	16	12	14	1	0	161
	30	日	40	4	13	11	16	13	13	21	12	1	0	144
11月計			1,001	259	328	279	308	223	766	887	328	195	23	4,597

別紙2-5-1「中田温水プール利用者数」(令和7年度)

月	日	曜日	10時 ～	11時 ～	12時 ～	13時 ～	14時 ～	15時 ～	16時 ～	17時 ～	18時 ～	19時 ～	20時 ～	全日
12	1	月	39	9	15	1	10	3	26	22	13	10	1	149
	2	火	28	9	5	15	8	5	32	20	7	10	1	140
	3	水	31	4	12	6	7	6	52	47	8	15	1	189
	4	木	38	12	8	10	3	3	37	48	10	13	0	182
	5	金	25	6	6	12	1	1	46	52	13	9	0	171
	6	土	41	9	11	10	18	17	5	18	19	0	0	148
	7	日	21	7	6	10	16	17	1	22	8	0	0	108
	8	月	40	15	10	15	6	7	23	28	11	8	2	165
	9	火	27	12	6	8	1	8	40	30	20	12	0	164
	10	水	24	8	6	8	10	0	51	47	12	5	0	171
	11	木	30	12	12	7	5	9	31	40	13	13	1	173
	12	金	35	9	3	16	10	3	43	63	6	5	0	193
	13	土	28	20	3	12	13	20	7	25	11	3	0	142
	14	日	21	24	7	8	8	23	2	28	3	0	0	124
	15	月	47	16	9	5	7	3	34	35	22	7	0	185
	16	火	33	14	3	19	5	7	34	22	8	15	2	162
	17	水	17	3	10	12	8	6	49	54	13	9	3	184
	18	木	35	3	7	9	4	5	33	51	18	14	0	179
	19	金	28	6	11	7	5	2	51	60	11	9	0	190
	20	土	22	6	16	3	14	4	1	19	17	2	0	104
	21	日	33	22	9	11	11	8	4	19	8	4	0	129
	22	月	45	6	15	11	4	2	16	23	1	16	2	141
	23	火	37	6	8	12	8	10	32	16	14	13	1	157
	24	水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	25	木	30	9	16	7	7	16	30	39	15	10	2	181
	26	金	39	5	6	8	9	10	40	61	9	9	0	196
	27	土	28	16	9	14	15	22	6	22	18	0	0	150
	28	日												0
	29	月												0
	30	火												0
	31	水												0
12月計			822	268	229	256	213	217	726	911	308	211	16	4,177
1	1	木												0
	2	金												0
	3	土												0
	4	日												0
	5	月	46	13	13	16	11	10	25	23	8	19	2	186
	6	火	41	15	8	19	12	5	32	29	26	5	2	194
	7	水	36	21	11	8	15	7	51	45	21	11	0	226
	8	木	33	8	13	8	6	11	39	42	20	12	1	193
	9	金	37	9	21	9	5	6	49	47	14	15	3	215
	10	土	33	18	14	17	17	21	12	10	27	0	0	169
	11	日	50	26	8	32	17	9	9	27	4	0	0	182
	12	月	50	12	18	24	21	11	38	29	13	5	0	221
	13	火	35	8	14	16	6	4	48	27	23	16	0	197
	14	水	25	7	9	8	12	4	47	42	12	18	2	186
	15	木	38	11	5	17	4	13	37	41	6	19	1	192
	16	金	38	7	16	9	13	11	33	58	21	15	2	223
	17	土	52	11	33	18	27	7	11	32	8	2	0	201
	18	日	46	18	19	33	16	22	18	28	12	0	0	212
	19	月	59	20	19	7	13	1	21	19	18	18	2	197
	20	火	34	11	12	11	5	13	25	27	25	14	1	178
	21	水	24	8	17	12	2	4	52	42	15	17	3	196
	22	木	30	8	12	14	9	8	36	42	13	14	1	187
	23	金	30	10	11	17	8	3	45	59	9	14	4	210
	24	土	33	15	8	24	15	20	8	19	14	4	0	160
	25	日	29	49	19	23	25	21	5	26	10	1	0	208
	26	月	49	12	10	22	6	4	17	27	11	23	4	185
	27	火	35	14	9	9	11	9	26	27	17	12	2	171
	28	水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	29	木	46	12	15	16	4	8	31	47	19	17	1	216
	30	金	31	8	15	18	4	7	44	56	19	13	3	218
	31	土	36	6	16	10	30	11	8	22	18	3	0	160
1月計			996	357	365	417	314	250	767	893	403	287	34	5,083

別紙2-5-1「中田温水プール利用者数」(令和7年度)

月	日	曜日	10時 ～	11時 ～	12時 ～	13時 ～	14時 ～	15時 ～	16時 ～	17時 ～	18時 ～	19時 ～	20時 ～	全日
2	1	日	52	26	8	19	21	9	18	32	5	0	0	190
	2	月	50	14	25	19	1	10	20	21	25	7	0	192
	3	火	27	10	7	11	11	6	34	26	19	4	3	158
	4	水	28	5	9	9	8	6	43	50	23	2	3	186
	5	木	40	19	8	12	13	9	33	39	18	20	2	213
	6	金	31	12	10	10	7	5	44	56	10	14	0	199
	7	土	35	15	17	31	18	12	6	22	15	1	0	172
	8	日	39	17	6	25	7	7	13	21	10	2	0	147
	9	月	35	7	13	9	8	7	24	23	16	9	3	154
	10	火	46	9	10	14	6	8	33	32	29	8	0	195
	11	水	60	18	34	20	22	17	40	43	14	6	0	274
	12	木	47	7	16	17	5	16	1	52	35	4	4	204
	13	金	27	11	12	14	7	4	43	59	24	11	5	217
	14	土	19	16	8	22	13	13	11	17	7	4	0	130
	15	日	44	13	12	10	31	11	8	19	13	2	0	163
	16	月	50	11	13	14	14	9	31	34	14	12	1	203
	17	火	41	7	16	9	8	2	37	41	7	11	0	179
	18	水	31	9	7	10	9	12	46	55	13	11	1	204
	19	木	36	9	16	15	3	0	35	36	12	9	4	175
	20	金	32	5	11	14	9	4	51	53	14	10	2	205
	21	土	41	28	3	9	27	20	2	17	12	8	0	167
	22	日	35	16	14	13	12	28	10	22	20	3	0	173
	23	月	66	16	22	34	33	12	25	25	22	5	0	260
	24	火	56	10	10	17	6	7	30	39	25	9	5	214
	25	水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	26	木	51	13	9	15	7	3	29	48	16	12	5	208
	27	金	23	12	20	9	15	5	41	57	11	26	0	219
	28	土	47	13	21	23	8	6	10	29	13	4	0	174
2月計			1,089	348	357	424	329	248	718	968	442	214	38	5,175
3	1	日	48	17	35	21	32	20	15	25	13	4	0	230
	2	月	44	22	14	15	5	8	32	30	11	11	2	194
	3	火	36	4	6	13	3	5	33	32	17	2	0	151
	4	水	30	10	3	6	2	5	49	49	15	15	1	185
	5	木	46	11	9	9	13	2	36	34	15	18	1	194
	6	金	45	16	12	11	12	12	38	50	18	10	1	225
	7	土	16	11	18	19	8	25	10	15	10	4	0	136
	8	日	53	6	12	20	15	21	12	16	21	4	0	180
	9	月	48	9	18	14	3	2	36	27	17	9	2	185
	10	火	38	11	7	7	12	5	36	33	7	13	1	170
	11	水	35	5	9	14	5	8	53	47	15	18	3	212
	12	木	39	16	10	15	11	4	31	43	7	12	3	191
	13	金	25	7	14	9	11	4	41	59	14	16	2	202
	14	土	24	7	8	32	33	7	13	18	14	1	0	157
	15	日	53	12	25	12	26	24	13	23	21	0	0	209
	16	月	33	6	8	20	6	7	28	31	16	7	1	163
	17	火	46	8	20	15	2	6	50	28	6	16	1	198
	18	水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	19	木	43	9	23	23	5	8	33	38	16	6	2	206
	20	金	59	14	10	16	16	11	59	42	4	15	1	247
	21	土	42	12	14	15	15	14	12	18	5	0	0	147
	22	日	34	15	13	20	10	21	14	19	9	1	0	156
	23	月	46	12	12	17	6	12	22	23	16	7	5	178
	24	火	42	7	14	9	18	11	31	22	10	7	2	173
	25	水	45	8	12	5	19	10	44	32	19	11	0	205
	26	木	65	16	8	7	14	7	33	33	10	13	0	206
	27	金	58	6	8	27	7	5	39	58	9	15	1	233
	28	土	50	7	20	14	3	19	13	18	11	3	0	158
	29	日	32	16	13	6	15	8	2	24	5	2	0	123
	30	月	40	14	16	11	14	16	11	8	11	24	1	166
	31	火	45	13	15	16	8	1	8	24	7	8	4	149
3月計			1,260	327	406	438	349	308	847	919	369	272	34	5,529
総計			15,350	4,352	4,370	5,489	5,170	4,079	10,006	11,377	4,728	2,940	361	68,222

別紙2-6 「利用者サービスのため指定管理者が調達している物品詳細」

個別施設名	物品名	参考事項		
		主な使用場所	主な使用方法等	現指定管理者の保有数
中田温水プール	下足ロッカー	風除室	盗難防止、整理収納	14
中田温水プール	スリッパ	風除室	怪我防止、衛生確保	80
中田温水プール	傘立て	風除室	傘収納	3
中田温水プール	掲示板(三角型タイプ)	風除室	掲示物閲覧用 注意喚起	1
中田温水プール	長イス	風除室	くつの履き替え時に使用	1
中田温水プール	カーテン	ロビー	日差しを防ぐ、外からの見物を防止	4
中田温水プール	プラスチック椅子(紺色)	ロビー	館内で座って待機など	4
中田温水プール	券売機	ロビー	チケット販売	1
中田温水プール	体組成計	ロビー	健康測定	1
中田温水プール	ドライヤー	更衣室	利用者が髪を乾かすため	7
中田温水プール	高速脱水機ハヤブサ	更衣室	水着の脱衣	2
中田温水プール	更衣ロッカー	更衣室	盗難防止	49
中田温水プール	シャワーカーテン	更衣室	水滴などが他所へ飛ぶことを防止	12
中田温水プール	丸イス	更衣室	更衣の際に座れるように	9
中田温水プール	長イス	更衣室	更衣の際に座れるように	4
中田温水プール	四角イス	更衣室	洗面等の際に座れるように	16
中田温水プール	扇風機	更衣室・トレ室・1階ロビー	夏季間の更衣室熱気攪拌	5
中田温水プール	掃除機	更衣室・トレ室・1階ロビー	館内清掃	2
中田温水プール	パーテーション(キャスター付き)	更衣室 トレーニング室	室内の区切り	3
中田温水プール	電話(子機付き)	事務室	連絡や応対	1
中田温水プール	複合機	事務室	書類コピーやFAX送信等	1
中田温水プール	パソコン	事務室	事務作業等	5
中田温水プール	キャッシャー	事務室	チケットの保管	1
中田温水プール	バーコードリーダー	事務室	自主事業会員出欠管理	2
中田温水プール	レシートプリンター	事務室	レシートプリントアウト	1
中田温水プール	クレピコ	事務室	自主事業入会申込	1
中田温水プール	充電式クリーナー	事務室・トレ室	室内清掃	1
中田温水プール	トランシーバー	事務室・トレ室	事務所から監視員への連絡	7
中田温水プール	パイプ椅子	男子更衣室	更衣の際に座れるように	2
中田温水プール	体重計	男女更衣室	体重管理	2
中田温水プール	ステンレス製吸い殻入れ	機械室入口	休憩等	1
中田温水プール	木製パーテーション(鏡付き)	トレーニング室	イメージトレーニング	6
中田温水プール	プラスチック製荷物置き	トレーニング室	タオルや飲料の保管	4
中田温水プール	棚(トレ室入口)	トレーニング室	飲料置き場として	1
中田温水プール	インクラインベンチ	トレーニング室	筋力トレーニング ストレッチ	2
中田温水プール	フラットベンチ	トレーニング室	筋力トレーニング ストレッチ	2
中田温水プール	ダンベル	トレーニング室	筋力トレーニング	18
中田温水プール	ホワイトボード(予約ボード)	トレーニング室	マシン予約の記入	1
中田温水プール	アルミ製パーテーション(鏡付き)	トレーニング室	イメージトレーニング	6
中田温水プール	パーテーション(透明)	トレーニング室	場所区切り	7
中田温水プール	ワイヤレスアンプ	トレーニング室	フィットネススクールの音響	1

別紙2-6 「指定管理者が調達している物品詳細」

個別施設名	物品名	参考事項		
		主な使用場所	主な使用方法等	現指定管理者の保有数
中田温水プール	ランニングマシン	トレーニング室	ランニング	3
中田温水プール	アブダクション・アダクション	トレーニング室	下半身のトレーニング	1
中田温水プール	エアロバイク(アップライト)	トレーニング室	有酸素運動	1
中田温水プール	エアロバイク(リカンベルト)	トレーニング室	有酸素運動	2
中田温水プール	グルート	トレーニング室	下半身のトレーニング	1
中田温水プール	クロストレーナ	トレーニング室	下半身のトレーニング	1
中田温水プール	ペックフライ・リアデルト	トレーニング室	上半身のトレーニング	1
中田温水プール	ラットプルダウン	トレーニング室	上半身のトレーニング	1
中田温水プール	ロータリートーソ	トレーニング室	上半身のトレーニング	1
中田温水プール	ローバック・アブドミナル	トレーニング室	下半身のトレーニング	1
中田温水プール	ローロウ	トレーニング室	下半身のトレーニング	1
中田温水プール	マット	トレーニング室	ストレッチ クールダウン	37
中田温水プール	eストレッチ モニター付き	トレーニング室	ストレッチ	2
中田温水プール	ウエイトトレーニング用マット	トレーニング室	床の保護	22
中田温水プール	トレーニング室用モップ	トレーニング室	床ワックスがけ	1
中田温水プール	折り畳みベンチ	トレーニング室	利用者の休憩用	4
中田温水プール	ヌードル(赤青黄)水泳補助用具	プール室	水中トレーニング	25
中田温水プール	フラフープ	プール室	水中トレーニング	5
中田温水プール	アクアスワイパー	プール室	プール清掃	6
中田温水プール	スイムストッパー	プール室	プールレーン区分け	4
中田温水プール	プールコース表示板	プール室	プールレーン使用上のお知らせ	12
中田温水プール	水泳補助用品(ビート板)	プール室	水中運動	112
中田温水プール	樹脂製5段ラック	プール室	タオル置き場	2
中田温水プール	ビート板ラック	プール室	ビート版収納 整理	1
中田温水プール	プールフロアー	プール室	ジュニア水泳教室	5
中田温水プール	スポーツタイマー	プール室	ペース配分確認	1
中田温水プール	アームヘルパー	プール室	一般利用者の子供補助具	10
中田温水プール	ロングビート板(赤青)	プール室	水中トレーニング	4
中田温水プール	浮島(丸・四角)	プール室	水中トレーニング	2
中田温水プール	カラーボール	プール室	幼児プールレクリエーション	600
中田温水プール	プールシート	プール室	保温、結露防止	14
中田温水プール	水温計	プール室	水温管理	3
中田温水プール	塩素測定器	プール室	水質管理	1
中田温水プール	ガーデンチェアー	プール室	利用者の休憩用	4
中田温水プール	二酸化炭素測定器	プール室/事務室	プールサイド二酸化炭素量測定	2
中田温水プール	高圧洗浄機	プール室/更衣室	プールサイド及び更衣室床清掃	1
中田温水プール	ウェットパキューム	プール室、更衣室	清掃 汚水回収	1
中田温水プール	排水ポンプ	プール室地下ビット	プール地下ビット水抜き等	1
中田温水プール	排水ホース	プール室地下ビット	プール地下ビット水抜き等	1
中田温水プール	雪かき用プッシャー	駐車場	除雪作業	2
中田温水プール	コーンサインポケットボード	駐車場	駐車場利用上の注意	2
中田温水プール	コーンサイントップⅡ	駐車場	進入禁止のしるし	1
中田温水プール	障がい者駐車場ボード	駐車場	障がい者駐車場のしるし	2

別紙2-7「仙台市が指定管理者に貸与する物品」(中田温水プール)

NO	枝番	品名	規格	単位	数量	受入単価	取得(貸付)年月日
3	1	医療用ベッド	まくら付	台	1	36,668	H8.10.22
9	1	両袖机	オカムラ3807EC	台	1	49,440	H8.11.5
10	1	片袖机	オカムラ3813DE	台	1	32,548	H8.11.15
10	2	片袖机	オカムラ3813DE	台	1	32,548	H8.11.15
10	3	片袖机	オカムラ3813DE	台	1	32,548	H8.11.15
10	4	片袖机	オカムラ3813DE	台	1	32,548	H8.11.15
10	5	片袖机	オカムラ3813DE	台	1	32,548	H8.11.15
10	6	片袖机	オカムラ3813DE	台	1	32,548	H8.11.15
11	1	肘付椅子	オカムラ	脚	1	25,544	H8.11.5
14	2	ロビーチェア3連	ブラスLS-9300S	脚	1	54,178	H8.11.14
14	3	ロビーチェア3連	ブラスLS-9300S	脚	1	54,178	H8.11.14
15	1	会議用テーブル	ブラスYB-620	台	1	29,458	H8.11.14
15	2	会議用テーブル	ブラスYB-620	台	1	29,458	H8.11.14
15	3	会議用テーブル	ブラスYB-620	台	1	29,458	H8.11.14
15	4	会議用テーブル	ブラスYB-620	台	1	29,458	H8.11.14
16	1	折りたたみテーブル	オカムラ8186EZ	台	1	35,020	H8.11.5
16	2	折りたたみテーブル	オカムラ8186EZ	台	1	35,020	H8.11.5
21	1	引き違い書庫(スチール戸)	オカムラ4243ZZ	台	1	29,870	H8.11.5
23	1	両開き書庫	オカムラ4232ZZ	台	1	25,956	H8.11.5
25	1	引き違い書庫(ガラス戸)	オカムラ4648AZ	台	1	44,908	H8.11.5
26	1	引き違い書庫(ガラス戸)	ブラスSG302R	台	1	20,909	H9.3.28
27	1	引き違い書庫(スチール戸)	ブラスSS304R	台	1	25,647	H9.3.28
28	1	更衣ロッカー(1連)	ブラスLK-12	台	1	14,420	H8.11.14
29	1	更衣ロッカー(2連)	ブラスLK-23	台	1	27,398	H9.3.28
29	2	更衣ロッカー(2連)	ブラスLK-23	台	1	27,398	H9.3.28
29	3	更衣ロッカー(2連)	ブラスLK-23	台	1	27,398	H9.3.28
30	1	更衣ロッカー(3連)	ブラスLK-32	台	1	22,866	H9.3.28
31	1	更衣ロッカー(4連)	ブラスLK-42	台	1	26,780	H8.11.14
31	2	更衣ロッカー(4連)	ブラスLK-42	台	1	26,780	H8.11.14
33	1	耐火金庫	オカムラ	台	1	86,932	H8.11.5
40	1	野引ボード(月予定)	オカムラ	台	1	30,797	H8.11.5
45	1	LVパネル	ブラスLV0918C	台	1	29,458	H9.3.28
45	2	LVパネル	ブラスLV0918C	台	1	29,458	H9.3.28
45	3	LVパネル	ブラスLV0918C	台	1	29,458	H9.3.28
46	1	LVパネル	ブラスLV1218C	台	1	32,136	H9.3.28
46	2	LVパネル	ブラスLV1218C	台	1	32,136	H9.3.28
47	1	両用ボード	ブラスSW	台	1	20,188	H9.3.28
49	1	インフォメーションボード	ブラス	台	1	56,650	H8.11.14
50	1	パンフレットスタンド	オカムラ	台	1	55,002	H8.11.5
61	1	ボディーストレッチャー	アストロライン	台	1	392,430	H8.12.4
74	1	プールサイド用ベンチ	和信HB1200	台	1	20,806	H8.11.6
74	2	プールサイド用ベンチ	和信HB1200	台	1	20,806	H8.11.6
74	3	プールサイド用ベンチ	和信HB1200	台	1	20,806	H8.11.6
74	4	プールサイド用ベンチ	和信HB1200	台	1	20,806	H8.11.6
74	5	プールサイド用ベンチ	和信HB1200	台	1	20,806	H8.11.6
75	1	プールサイド用ベンチ	和信HB1500	台	1	28,840	H8.11.6
75	2	プールサイド用ベンチ	和信HB1500	台	1	28,840	H8.11.6
75	3	プールサイド用ベンチ	和信HB1500	台	1	28,840	H8.11.6
75	4	プールサイド用ベンチ	和信HB1500	台	1	28,840	H8.11.6
75	5	プールサイド用ベンチ	和信HB1500	台	1	28,840	H8.11.6
80	1	ビート板整理棚	エバ-ニュ	台	1	92,700	H8.11.6
83	1	コイン式電話機	NTT PてれほんS	台	1	117,600	H10.8.21
89	1	コードリール防水型 29m	FA-301K	台	1	22,660	H8.10.22
97	1	冷蔵庫	ナショナル	台	1	30,694	H8.10.25
99	1	洗濯機	ナショナル	台	1	54,590	H8.10.22
113	1	濁度計	笠原理化学工業	個	1	150,150	H14.11.29
115	1	プール用担架	EVERNEW HB-191	個	1	105,000	H19.8.10
117	1	AED収納ケース・スタンドセット		台	1	97,440	H23.12.19

別紙2-7「仙台市が指定管理者に貸与する物品」(中田温水プール)

NO	枝番	品名	規格	単位	数量	受入単価	取得(貸付)年月日
118	1	コンプレッサー	HITACHI PO-0.75LES	台	1	160,000	H28.1.29
877	9	高速脱水機	ソメラ C15LSS	台	1	19,800	H26.8.6
119	1	移動式大型冷風機	日動工業 CF-920 50Hz	台	1	66,960	H28.6.29
119	2	移動式大型冷風機	日動工業 CF-920 50Hz	台	1	66,960	H28.6.29
119	3	移動式大型冷風機	日動工業 CF-920 50Hz	台	1	66,960	H28.6.29
120	1	プールフロアー		台	1	41,360	H3.4.1
120	2	プールフロアー		台	1	41,360	H3.4.1
120	3	プールフロアー		台	1	41,360	H3.4.1
120	4	プールフロアー		台	1	41,360	H3.4.1
120	5	プールフロアー		台	1	41,360	H3.4.1
120	6	プールフロアー		台	1	41,360	H3.4.1
120	7	プールフロアー		台	1	41,360	H3.4.1
120	8	プールフロアー		台	1	41,360	H3.4.1
120	9	プールフロアー		台	1	41,360	H3.4.1
120	10	プールフロアー		台	1	41,360	H3.4.1
120	11	プールフロアー		台	1	41,360	H3.4.1
120	12	プールフロアー		台	1	41,360	H3.4.1
120	13	プールフロアー		台	1	41,360	H3.4.1
120	14	プールフロアー		台	1	41,360	H3.4.1
121	1	コースロープ	トーエイライトB-3745	本	1	86,400	H29.7.14
121	2	コースロープ	トーエイライトB-3745	本	1	86,400	H29.7.14
121	3	コースロープ	トーエイライトB-3745	本	1	86,400	H29.7.14
121	4	コースロープ	トーエイライトB-3745	本	1	86,400	H29.7.14
121	5	コースロープ	トーエイライトB-3745	本	1	86,400	H29.7.14
121	6	コースロープ	トーエイライトB-3745	本	1	86,400	H29.7.14
121	7	コースロープ	トーエイライトB-3745	本	1	86,400	H29.7.14
124	1	ロビーチェア3連	CN-438B	台	1	90,720	R1.6.27
124	2	ロビーチェア3連	CN-438B	台	1	90,720	R1.6.27
125	1	タイムスタンプ	アマノ NS5000	個	1	64,570	R2.2.21
126	1	高圧洗浄機	AJP-1620A	台	1	19,250	R2.6.10
127	1	タンク付きポリッシャー	アマノ武蔵工業製 14型型式:EP-520-114-0	台	1	316,635	R3.6.14
128	1	タンク付きポリッシャー用ローンブラシ	アマノ武蔵工業製 14型	個	1	7,832	R3.6.14
129	1	タンク付きポリッシャー用プレート	アマノ武蔵工業製	個	1	4,279	R3.6.14
130	1	プール監視台	エバニュー製 アルミ製 180S型式:EHB060	台	1	105,655	R3.6.14
131	1	プールクリーナー	エバニュー製型式:EHC056ドルフィンエス α50	台	1	781,000	R3.10.28
132	1	ガラスミラースリムエッジ120	トーエイライトT-1849	台	1	99,000	R7.1.31
133	1	脚付両面ホワイトボード	LEAR-31SH	台	1	37,620	R7.2.4
134	1	脚折りたたみテーブル	LA-1845 1V	台	1	34,100	R7.2.4
135	1	両開保管庫	コクヨBWU-S79SAWN	台	1	99,000	R7.2.6
136	1	自動血圧計	フクダコーリン HBP9035	台	1	126,500	R7.2.14

別紙２－８「その他の留意事項」（中田温水プール）

１ 中田温水プールについて

- ① 中田温水プールの駐車場に不足が生じる場合は、近隣に一定台数の駐車可能箇所を確保すること
- ② 中田温水プールの維持管理にあたっては次の事項に留意すること

ア ろ材の汚染度合いに応じ、原則１週間あたり１回の逆洗浄を行うこと

イ 小プールは、公衆浴場法に準じて管理を行うこと。

水質検査及び管理方法、水入れ替え等については、仙台市太白区保健福祉センター（保健所）の指導に従うこと。

これに伴い、立ち入り検査や書類の記録、保管等も併せて実施のこと。